

## 第 1 6 回 栗 原 地 域 合 併 協 議 会 会 議 録

召集年月日	平成16年3月25日(木曜日) 午後1時30分			
召集の場所	若柳町 ドリームパル			
開閉会の日時 及び宣告人	開会	平成16年3月25日(木)午後1時30分	会 長	菅 原 郁 夫
	閉会	平成16年3月25日(木)午後5時49分	副会長	千 葉 徳 穂
出 席 者	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	会 長	菅 原 郁 夫	委 員	高 橋 光 治
	副 会 長	千 葉 徳 穂	"	遠 藤 實
	"	佐々木 幸一	"	茂 泉 文 男
	委 員	大 関 健 一	"	白 鳥 英 敏
	"	中 嶋 次 男	"	長 谷 川 厚 子
	"	佐 藤 覚 次 郎	"	三 浦 徹 也
	"	山 田 悦 郎	"	中 嶋 太 一
	"	葛 岡 重 利	"	佐 藤 多 恵 子
	"	佐 藤 小 弥 太	"	武 田 正 道
	"	鹿 野 清 一	"	白 鳥 文 雄
	"	佐 藤 千 昭	"	山 村 喜 久 夫
	"	鈴 木 守	"	佐 々 木 昭 雄
	"	高 橋 義 雄	"	津 藤 國 男
	"	高 橋 勇 輝	"	須 藤 茂
	"	太 斎 俊 夫	"	伊 藤 竹 志
	"	石 川 憲 昭	"	後 藤 和 廣
	"	佐 々 木 幸 男	"	飯 田 明
	"	大 内 朗	"	白 鳥 一 彦
	"	小 岩 誠 二	"	千 葉 和 恵
	"	菅 原 佑	"	中 條 彦 登
	"	中 鉢 泰 一	"	佐 藤 利 郎
	"	加 藤 雄 八 郎	"	鈴 木 国 雄
	"	千 葉 伍 郎		
"	佐 藤 幸 生			
"	佐 藤 重 美			
"	菅 原 登			

欠席者	委員	石川正運	委員	海老田慶子
	"	高橋伸幸	"	藤橋俊五
その他出席者	幹事長	大場秀也	計画第1班長	高橋正淑
	副幹事長	佐藤重博	計画第2班長	菅原昭憲
	総務部会長	高橋健一	調整第1班長	鈴木秀博
	企画財政部会長	佐々木久	調整第2班長	小野寺桂一
	栗原地域医療組合助役	櫻井守	総務第1班員	武田利喜夫
	栗原地域医療組合主事	菅原和也	総務第2班員	佐々木貴徳
	若柳町国民健康保険病院事務局長	米澤久哉	計画第1班員	千葉恒男
	若柳町国民健康保険病院事務局次長	佐藤義郎	計画第1班員	高橋一人
	事務局長	鈴木正志	計画第2班員	大内正幸
	次長(総務担当)	阿部貴夫	計画第2班員	菅原功
	次長(計画担当)	二階堂秀紀	計画第2班員	松田光由
	次長(調整担当)	千葉浩文	調整第1班員	小山雅規
	次長(調整担当)	濁沼栄一	調整第1班員	片倉茂
	総務第1班長	千葉雅樹	調整第2班員	二階堂賢
	総務第2班長	小野寺世洋	調整第2班員	高橋良通
会議の概要	別紙のとおり			
会議録署名委員	委員	津藤國男	委員	須藤茂
傍聴	一般 43名 報道 3社			

## 次 第

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 協議第56号関連資料の説明について
  - (1) 平成15年度栗原中央病院事業の決算見込みについて
  - (2) 若柳国民健康保険病院事業会計収支実績及び収支計画書について
- 5 議 案
  - 協議第4号 平成15年度栗原地域合併協議会補正予算(第2号)について
  - 協議第5号 平成16年度栗原地域合併協議会事業計画について
  - 協議第6号 平成16年度栗原地域合併協議会予算について
- 6 協議事項
  - 協議第57号 地域審議会の取扱いについて
  - 協議第58号 事務組織及び機構の取扱いについて
- 7 提案事項
  - 協議第59号 新市建設計画(第6章 財政計画)について
  - 協議第60号 新市建設計画(第1章 序論~第5章 公共的施設の適正配置と整備)について
- 8 その他
- 9 閉 会

## 1. 開 会 午後1時30分

**鈴木事務局長** それでは、開会前に恒例によりまして資料の確認をさせていただきたいと思いません。

本日配付してございます資料は、次第、そして、前回協議会で協議第56号 病院・診療所事業の取扱いに関連して求められました資料ということで、平成15年度栗原中央病院決算見込みについて、若柳町国保病院事業会計収支実績及び収支計画書について、協議第59号 新市建設計画（第6章 財政計画）について、協議第60号 新市建設計画（第1章 序論～第5章 公共的施設の適正配置と整備）のまとめた資料というものを配付してございます。

また、本日は事前に送付してございます議案第4号から議案第6号までの資料、そして、前回提案いたしました協議第57号 地域審議会の取扱いについて、そして協議第58号 事務組織及び機構の取扱いについてという資料を使いながら協議していただくこととなります。

なお、事前送付いたしました議案第5号につきまして、一部ページが落丁しておったという部分がございます。2ページ目が印刷されていないのが誤って委員さん方に届いておったのではないかとということでございます。それで、ご確認いただきまして、もしその資料をお持ちでしたら差し替えをいたしたいと思しますので、よろしくお願ひしたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

それでは、傍聴の皆様も含めてお願いでございますけれども、携帯電話につきましては電源をお切りになるかマナーモードにさせていただきたいと思ひます。

それでは、ただ今より第16回栗原地域合併協議会を開会いたします。

## 2. 挨拶

**鈴木事務局長** 開会に当たりまして、当協議会会長であります菅原会長より開会のご挨拶を申し上げます。

**菅原会長** 第16回栗原地域合併協議会開会に当たりまして、会長として一言ご挨拶を申し上げます。

平成15年度もあと余すところ土曜、日曜を除きますとあと4日というふうなことで、各町村では平成15年度の大詰めを今迎えておる訳でございますし、なおかつまた、各町村の議会におきまして、3月の定例議会、いろいろと長い審議期間であったと思ひます。そういう定例議会を終えまして、今日は合併協議会というようなことに相成っております。これも今までのいろいろと合併協議会におきましてそれぞれ新市に向けての協議事項を協議してまいりました。予定からいたしますと、この3月25日、本協議会ではほとんど協議が終了するというふうなスケジュールになっておった訳でございますが、やはりいろいろと審議過程におきまして、いろいろと慎重審議等もございまして、なかなか本日をもって終了するというふうなことにはなりませんでした。

殊に、これから審議をしてまいります地域審議会の取扱いなり、事務組織及び機構の取扱いなり、なおかつまた、今日提案されます協議59号、60号ともに、財政計画なり、新市建設計画なり、新市に向けての大変大切な協議事項が残っておる訳でございますが、これらの審議についてもいろいろと時間

がかかるであろうなというように今会長としても考えておるところでございます。

そういう総まとめの時期に差しかかってまいりました。第15回までのいろんな審議を基といたしまして、これから行われます第16回、17回といったような最終のいわゆる大切な協議会、これから進めて行かなければなりません。何分にもひとつ委員の皆様方のなお一層のご勉強なり、いろんなことでのご協力を賜りながら、これらの取りまとめに向けて進んでまいりたいと思っておりますので、よろしくひとつお願いを申し上げまして、第16回栗原地域合併協議会の開会に当たっての会長の挨拶とさせていただきます。

**鈴木事務局長** それではこれより協議に入っていく訳でございますけれども、本日の欠席届は栗駒町の高橋伸幸委員さん、高清水町の海老田慶子委員さん、宮城県築館地方県事務所の藤橋俊五委員さん、3名が欠席の届けが届いております。なお、ご連絡がありませんけれども、若干遅れておりますのが築館町の石川委員さん、そして連絡がありましたけれども、鶯沢の町長さんが遅れてございます。

ただ今の出席委員さんは47名ということで、協議会規約に定めます定足数に達してございます。

それでは、議事進行を規約に定められておりますとおり菅原会長をお願いいたしまして、議事を進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**議長** それでは、第16回栗原地域合併協議会、定足数に達しておりますので、ただ今から開会をいたします。

第16回栗原地域合併協議会の開会を宣言いたします。

本日の会議日程は、皆さんのお手元に配付しております次第に従いながら進めてまいりますので、よろしくひとつお願い申し上げます。

### 3. 会議録署名委員の指名

**議長** まず、3番目の会議録署名委員の指名でございますが、例によりまして、会長の方から指名することにしてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**議長** はい、それでは指名をさせていただきます。

それでは、瀬峰の津藤國男委員、鶯沢町の須藤 茂両委員を指名いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

### 4. 協議第56号関連資料の説明について

**議長** 続いて、4番目に入ります。

協議第56号の関連資料といたしまして、前回の審議の際、栗原中央病院の決算見込み、それから若柳町国民健康保険病院の事業会計の収支実績並びに収支計画書、これを次回の協議会の際に配付をいたしますというようなことで皆様方にお話しを申し上げておりました。

本日、資料として配付をいたしております。配付しただけではなかなか分かりかねると思っておりますの

で、今日は中央病院の助役も出席をいたしておりますので、まず最初に、平成15年度栗原中央病院事業の決算見込みについて、これから説明をさせてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**議長** はい。それでは、皆さんのお手元に配付をいたしております資料に従いまして、ただ今から中央病院の櫻井助役の方から説明をいたさせます。それでは、櫻井助役、よろしく説明して下さい。

**櫻井 守栗原地域医療組合助役** それでは、栗原中央病院の平成15年度の決算見込みということで、過般の協議会の中で、どのようになるのかということのお尋ねがございました。それに対しまして、私、医療組合の助役の櫻井と申しますが、私の方からご説明をさせていただきたいと思っております。

お手元に次第の次にございます「平成15年度栗原中央病院事業の決算見込みについて」の資料、A4版2枚物の資料がお手元にあるかと思っております。それをご覧いただきたいと思っております。

今回、決算見込みでお話し申し上げますのは、かねて医療組合の中で2月に補正を、予算の補正を行いました。今日お示しいたしますものは、その補正予算に基づいた予定の損益、それから予定の貸借対照表、これらをベースにしましてお話しをさせていただきたいと思っております。で、それは中身としてどのようなものかというのがちょっとタイトルの下の方に書いてございますけれども、補正予算は、15年4月から12月までは実績で捉えております。推計いたしましたのは1月から3月の分、これを見込みで捉えてございます。合わせたもので補正予算という形にさせていただいたところでございます。

お手元の資料の裏側、2ページ、3ページ、4ページでございます。これは補正予算の折に附属資料ということで添付いたしました補正予算に基づきます予定の損益計算書が2ページ、それから予定の貸借対照表が3ページ、4ページというふうなものでございます。損益計算書と申しますのは、申すまでもございませぬけれども、1会計年度にわたりますその企業の経営成績を表したものの。それから貸借対照表は決算年度末時点における企業の財政状態を示したものであるというふうな性格分けでございます。この資料を、2ページから4ページ、逐一説明いたすということではなくして、2ページから4ページの資料を簡略化してポイントだけを整理させていただきまして、1ページの表を作成させていただいたものでございます。これはあくまでも2ページから4ページの部分を集約したものでございます。これに従いましてご説明をさせていただきます。

一番最初に、収支見通しということでございます。いわば損益の収支見通しがどのようになるのかということでございます。この表は、収益、いわゆる収入の部分、それから費用、いわゆるかかりの部分というようなことで分けさせていただきました。収益の見込みが、説明欄に医業収益とか医業外収益とか組合管理負担金というものがございませぬが、逐一説明は省略させていただきますが、合わせますと3億4,700万円余の数字が見込まれております。

それから、費用の欄でございます。いわゆるかかりの部分ですが、これをちょっと性格分けさせていただきました。一つには、實際上現金支出が伴うもの。これは現金支出有りという表現をさせていただいておりますが、人件費の医業費用とか医業外費用とか組合管理費ですね。この部分と、それから同じ費用であっても實際上現金が出ていかないもの。要するに企業会計ルール上費用として認識するだけのものということです。この部分ということで分けさせていただきました。その費用として認識する部分ということで減価償却費等ということで、ほとんどが減価償却費なんです、その内容を上げさせてい

ただいております。

減価償却というものはどういうものかというのは、ちょっと点線囲いで説明を加えさせていただきますけれども、減価償却の対象というのは建物とか機械でございます。その支払いについては既に現金支出の支払いは済んでいる訳でございますが、その要するに固定資産につきましては、その経営とともに年々価値が減少してまいります。その価値の減少に合わせて企業会計上の一定のルールの中で減耗分として期間配分していくと。そして、それぞれの期に応じた費用を計上するというふうな取扱いになってございますものでございます。それが減価償却費等ということになります。これら合わせますと、現金支出かかりの部分と、現金支出は伴わないけれども費用として認識する部分合わせますと42億2,900万円。

これを対比しますと、確かに損益収支としては費用の方が上回っておりますので、いわゆる7億4,000万円ほどの赤字ということになる訳でございます。地方公営企業と言いましても、やはり企業である以上は赤字が好ましい訳では決してない訳ではございますけれども、7億4,000万円の赤字の数字は、下の注意書きにございますけれども、減価償却費を含んだあくまでも計算上の数字ということでございます。この額がそのまま他に支払い義務を負うような債務となるものではございません。ちなみに現金支出を伴わない減価償却を除いた形での減価償却前の収支を見ますと、6,400万円ほどの赤字になるという見込みになるものでございます。

それからあともう一つ、収支見通しのほかに「不良債務」発生の見通しというものを上げさせていただきました。

地方公営企業では、この不良債務というものがより重視される経営指標になってございます。いわばこれが実際上の赤字の状況判断の基準となっているようなものでございます。この場合の「不良債務」と申しますのは、不良債権の裏返しとしての借り手側の返せない債務を表したものではありませんで、下の点線囲いで説明してございますように、流動資産、流動負債という難しい表現になっていますけれども、いわば、アンダーラインを引いていますけれども、当面の支払い能力を超える債務を抱えた状態ということで、簡単に言うと資金不足というふうなことになることになってございます。やはり資金不足を来すとなかなかしんどいという部分がある訳でございます。こういう不良債務がいかようになるのかということで地方公営企業の経営内容を見ていくというのが主流になってございます。これは、不良債務というのは地方公営企業の経理用語、特殊な経理用語になってございます。

その不良債務比率というものがあまして、これが、不良債務というのは医業収益、一番最初に医業収益31億何がしの金額がございまして、これの対比において発生した不良債務の比率が、比率という場合、正確には掛ける100になるんですが、これが10%以上になりますと、いわゆる国からの起債の許可が制限されるというふうなことになることになったり、あるいは10%を超えますと、国の経営健全化措置の対象にもなるというふうなことになる訳でございます。

この辺の不良債務の観点から見ていった場合にどうなのかということでございます。これ、発生見込み額ということで1,400万円ほど見積もられるというようなことで挙げてございます。これは、貸借対照表を単純に流動資産から、5億から流動負債の5億4,500万円を差し引きますと、流動負債が超過という形になりますので、1,400万円ほどを不良債務という概念のものが発生をしてしまうのかなというふうな今のところの見込みでございます。

一般の企業で言いますと、資金繰りがどうなのかという部分を見る場合には、流動比率というものを  
用いている訳ですね。流動比率というのは流動資産と流動負債の割合を見たものでございます。一般企  
業でも、そういった流動比率という別な指標の名目ではございますけれども、そういったもので支払い  
能力を見ていると。公営企業法、地方公営企業の中では不良債務という概念の中でその資金不足がある  
かないかを見ているというような状況でございます。

それから、参考までに平成14年度の決算状況というものを一番下に掲載させていただきました。こ  
れは、新聞等で何度も報道されているとおりでございますが、赤字が10億7,200万円出ました  
と。このうち6億7,000万円ほどが減価償却の部分でございました。10億7,000万円のう  
ち、いわゆる15年度に繰り越ししている欠損金、いわゆる赤字分が資本剰余金を充当することにより  
まして6億7,000万円ほど繰り越ししているというふうな状況になってございます。平成15年度  
末で、じゃあ、累積の欠損金がどうなるのかということは、この次年度への繰越欠損金が6億7,00  
0万、それに先ほど15年度の収支見通しでお示した7億4,000万円、これをプラスいたします  
と、この間も協議会の席上で出ましたように14億ちょっとの累積欠損金の見込みということになる訳  
です。ただ、この10億4,000万円のうちの大半が、96%が現金が出ていなくてもいい減価償  
却分で占めているというふうな状況のものでございます。

なお、この補正の内容が、いわば3月も終わりに近づいている中でどうなのかということございま  
すけれども、これまでの患者動向を見る限りにおきましては、この内容を大幅に修正するような事態に  
は至らないであろうというふうに考えております。以上でございます。

**議長** はい、ただ今中央病院の平成15年度の補正予算ベースでの収支見込み、このことについて  
説明がありました。何かご質疑ございますか。よろしゅうございますか。いいですか。

(「なし」の声あり)

はい、ありがとうございました。

それでは引き続きまして、これも配付をお約束しておりました若柳町の国民健康保険病院の病院事業  
会計の収支実績及び収支計画書、平成13年度から27年度までの15年間のいわゆる収支見込みと実  
績でございます。きょうは国保病院の米澤事務局長が来ておりますので、これらについて要点的なと  
ころをご説明をさせてまいりますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。はい、それでは、説明  
をして下さい。

**米澤久哉若柳町国民健康保険病院事務局長** どうも大変ご苦勞様でございます。

私の方から資料に基づいてご説明申し上げてまいります、その前に、現在の若柳国保病院の経営状  
況についてお話しを申し上げていきたいと思っております。

若柳国保病院、おかげさまで、平成11年度から平成14年度まで、1億からの黒字経営でございま  
す。ちなみに平成15年度、これも明後日で出納閉鎖になりますが、8,000万円の黒字の経営の状  
況になってございます。ちなみに平成14年度末に6,000万円ございました累積欠損金があった訳  
でございますけれども、ただ今申し上げましたように、平成15年度の決算見込みの黒字額が8,00  
0万円となるということで、これらの累積欠損金が解消になるということになります。それから、逆に  
2,000万円の金額が出てまいりますので、その2分の1につきましては基金の積み立てをするとい  
うような状況になってまいります。

次に、資料の内容についてご説明を申し上げていきたいと思ひます。

最初に1ページ目でございますが、上段に収益的収支ということで記載なっておりますが、これは、病院経営の経営上の収支の内容でございます。1番目には総収益、2番目には総費用というのがございます。これも平成17年3月1日開院ということで、平成27年度までのこれらの収支を出してございますけれども、一番下段から2番目の純損益というのがございます。それで、平成17年度から平成22年度までずっとこの間、6年間ですね、赤字経営になるという収支になってございます。これは、その総費用の中に減価償却費というのがございます。その減価償却費の平成17年度を見ていただきますと、2億5,761万1,000円というような数字が出ております。以下ずっと2億5,000万円の減価償却費が出てございますけれども、これは院内で使用いたします医療機械、それからオーダーリングシステムの医療機械等の減価償却に係るものでございます。そういうことから、平成17年度から平成22年度まではその減価償却が大きいということで赤字経営になるということになります。ただし平成23年度からはこれらの減価償却が1億円ほど減りますので、23年度からは黒字経営になるというような状況になる訳でございます。

次のページを見ていただきたいんですが、次は資本的収支です。

この資本的収支というのは、病院の建設だとか、医療機械の購入だとかに係る収支の内容になります。それで、下段のキャッシュフローをちょっと見ていただきたいと思ひます。そのキャッシュフローの一番また下段になりますが、累積内部留保金という項目がございます。先ほど平成16年度から平成22年度まで減価償却でもって6年間赤字になるということをお話し申し上げておりました。これが平成17年度からずっと見ていただくとお分かりになりますけれども、この累積内部留保金というものが減価償却費だとか、それから固定資産の除却費の合計になります。それで、平成17年度から赤字になるということで先ほどもお話し申し上げましたんですが、平成17年度はこの内部留保資金が4億9,000万円というような数字で出てまいります。ということは、これらの累積の内部の留保資金がありますで、資金不足にはならないということになる訳です。

それから、次のページを見ていただきたいと思ひます。これは、繰入金の計算書というものでございまして、病院が一般会計からいただくものがございます。繰入基準もしくは一般会計では繰出基準と言ひます。通常私たちはルール分と言ひます。それがここに記載したものでございます。

最初に収益的収入ということで、これも繰入基準の他会計の負担金というのがございます。これが一般会計からいただく繰り入れになる負担金でございます。その内容は救急医療に要する経費、それから保健衛生行政事務に要する経費というような内容でいただくものでございます。それからその医業収益の下に医業外収益というのがあります。これも他会計の補助金ということで、これも一般会計からいただく繰り入れになる金額でございます。その中には企業債の償還利子に要する経費の3分の2は一般会計からいただくというような状況になってございます。

それから2番目の資本的収入というのがあります。この資本的収入の中にも他会計の補助金というのがあります。これは新病院の建設費に係る分で2分の1、それから建設改良分、それから企業債の元金分ということで3分の2いただくものがあります。これら通常私たちは、先ほども申し上げましたようにルール分ということでお話しを申し上げております。

それでその下段に参考ということで交付税算入、平成13年以前の継続事業の場合、「償還利子」と



記載されておりますが、大変申し訳ございませんが、「償還元金」と訂正をお願い申し上げたいと思います。

それでこの中段でございます交付税の算入の網かけの部分でございます。例えば平成15年188万4,000円という数字がございますが、その欄をずっと見ていただきたいと思います。それからもう一つの下段の網かけの部分の参考の交付税算入ということの平成15年度の欄を見ますと、1,120万円という数字がございます。その数字をずっと後でお話し申し上げますので確認をお願い申し上げておきたいと思います。

それで若柳町が、先ほどお話し申し上げましたように、収益的収入、それから資本的収入でもって一般会計からずっと2億円ずついただいてまいりました。それで、例えば平成15年の年にも2億円の金額をいただいてありますが、中段のさっきお話しした網かけ部分188万4,000円、それから下段の網かけ部分の1,120万円、これを除いた数字が本来の一般会計からの持ち出し分ということになります。

それで今病院の建設等行ってございますが、若柳町から一般会計からいただく最高の金額のとき、今ずっと2億円ずついただいてありますけれども、最高の年はそれではいつでどの金額になるかということをお話し申し上げます。平成18年度が、合計3億5,926万6,000円という数字が出てありますけれども、これも同じように償還の利子、それから償還の元金を除きまして、これは交付税算入入りますので、それを除きまして一般会計からの病院に対する繰り出し、病院の方は繰り入れということになります。従いまして、今2億いただいてありますけれども最大時はこれに6,492万円のプラスになるという状況になってございます。以上で内容の説明を終わります。

**議長** ただ今若柳町の国民健康保険病院の収支実績並びに収支計算書について説明をいたさせました。ご質疑等ございましたらお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

はい、ありがとうございました。

それでは、以上でもって、中央病院の決算見込みと若柳町国保病院の収支計画書については、以上をもちまして終わります。

## 5. 議 案

**議長** それでは続きまして議案に入ってまいりたいと思います。よろしゅうございますね。はい。それでは、議案に入ります。

### 議案第4号 平成15年度栗原地域合併協議会補正予算(第2号)について

**議長** 議案第4号 平成15年度栗原地域合併協議会補正予算(第2号)についてを議題に供します。

既にこの議題に供します案件については委員の皆様方に事前配付をいたしております。それらの資料をひとつ参考として、これから説明をしてまいりますのでお聞き取り願いたいと存じます。

それでは事務局説明を願います。

**鈴木事務局長** 議案第4号

平成15年度栗原地域合併協議会補正予算(第2号)について

平成15年度栗原地域合併協議会補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,000千円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ47,580千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成16年3月25日提出

栗原地域合併協議会

会長 菅原郁夫

まず、今回の補正の主なものにつきましては、歳出におきましてこれまでの協議会の視察研修時の団体割引に伴う旅費の減額調整であるとか、小委員会の開催回数が増えたことによる報酬、費用弁償等の減額調整、さらには附属機関等の委員会の回数が増えたことによる報酬、費用弁償等の減額調整、また、業務委託における請負差額が生じたことによるその減額調整をいたしたものでありまして、これらを歳入における町村負担金を減額いたしまして調整いたすものでございます。

それではお手元の資料の3ページ、事項別明細書でご説明を申し上げたいと思います。

2. 歳入 1款負担金 1項負担金 1目負担金、補正前の額から5,000千円を減額し45,000千円となるものでございまして、先ほど申し上げましたとおり関係町村の負担金、当初予算では5,000千円ということでしたが、それをそれぞれ500千円ずつ減額をするというものでございまして、相対的に各町村の負担金は4,500千円となるものでございます。

歳入合計、補正前の額52,580千円、補正額5,000千円の減ということで47,580千円となるものでございます。

次に3. 歳出 1款運営費 1項会議費 1目会議費、補正前の額11,146千円、補正額 2,068千円、補正後の予算額9,078千円となるものでございまして、これは、1節報酬から14節使用料及び賃借料まで説明書きのとおりでございますけれども、先ほど申しましたとおり、委員さん方の報酬の減であると、費用弁償の減であるとかといったものでございます。14節の会場借上料の追加につきましては、当初予定した会議回数が1回増えたことによる会場借り上げということでございます。

4ページをご覧くださいと思います。

1款運営費 2項事務費 1目事務費、補正前の額に1,524千円を追加し、15,973千円となるものでございます。これは、3節職員手当等から19節負担金、補助金及び交付金までそれぞれ減額

調整または一部追加調整をしておるものでございますが、3節職員手当につきましては、これは当初の時もご説明申し上げましたけれども、県から派遣をいただいている職員の時間外勤務手当を協議会の方から支出するという協定でございましたけれども、これまでの実態を考慮し減額調整をいたすものでございます。4節共済費、7節賃金につきましては臨時職員の賃金、社会保険料の減額調整でございます。なお、11節需用費におきまして、消耗品の追加、2,835千円追加しておりますけれども、これまでの協議会の中の分科会、部会、幹事会、かなりの数内部調整を行ったことによる事務用品等の追加の為の追加でございます。18節備品購入費の227千円の追加につきましては、事務局内の様々な書類の整理の為の書庫の購入を予定したものでございます。

それでは、次ページをお願いします。

2款事業費 1項事業費 1目事業費、補正前の額から4,456千円を減額し、21,949千円となるものでございます。これは、1節報酬から14節使用料及び賃借料まで、説明書きのとおりでございますが、先ほど申し上げましたとおり、附属機関等々の会議の開催の確定による減額調整というものでございます。ただ、11節需用費で消耗品の1,396千円の追加という内容でございますけれども、これは、当初予算の中に措置してございましたけれども、住民啓発資料用の横断幕を作成するというところで570千円ほどの予算を措置してございました。その横断幕の枚数を各町村に照会をかけ公共施設に掲載していただくと、掲示していただくということにしておりますたんですが、その枚数が当初予定より増えたというか、各町村2枚ほど掲示していただくということによる増分でございます。委託料の2,712千円の減額調整につきましては先ほど申しましたとおり、これまでの業務委託の請負差額の減額調整というものでございます。

以上、歳出合計、補正前の額から5,000千円を減額し47,580千円となるものでございます。

以上、説明を終わります。

**議長** 議案第4号の説明が終わりました。

ここで質疑をいたします。質疑ある方、ございますか。

(「なし」の声あり)

はい、質疑なしということでございますが、質疑を打ち切ってよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

はい、それでは直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**議長** はい、ご異議なしと認めます。

それでは、議案第4号 平成15年度栗原地域合併協議会補正予算(第2号)については原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**議長** はい、全員異議なしと認めます。それでは、議案第4号は原案どおり可決することに決定してまいります。

**議案第5号 平成16年度栗原地域合併協議会事業計画について**

**議案第6号 平成16年度栗原地域合併協議会予算について**

**議長** 続いて、議案第5号 平成16年度栗原地域合併協議会事業計画について、議案第6号 平成16年度栗原地域合併協議会予算について、いずれもこれらは関連がございますので、一括議題に供して参りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**議長** はい、異議なしと認めます。

それでは、議案第5号、議案第6号を一括議題に供します。

これらを事務局の方から説明を求めます。

**鈴木事務局長** それでは、議案第5号 平成16年度栗原地域合併協議会事業計画について。

先ほど資料の差し替えのお話を申し上げましたけれども、再度ご確認をいただいて、2ページ目が落丁しおりましたらご連絡いただければというふうに思います。

議案第5号

平成16年度栗原地域合併協議会事業計画について

平成16年度栗原地域合併協議会事業計画を別紙のとおり定める。

平成16年3月25日提出

栗原地域合併協議会

会長 菅原郁夫

それでは、1ページ以降でご説明を申し上げますけれども、16年度の協議会の事業計画ということで、1ページ目に項目、そして内容を掲載してございます。会議の開催、協定書の作成、合併協定書の調印、合併申請書の提出、そして情報提供の実施等ということで、右側の内容のとおりでございますけれども、合併協議会の開催につきましては、16年度においては6回ほどを予定してございます。さらには、事務サイドの議決機関といいますが、協議機関でございます幹事会であるとか、専門部会、分科会の開催につきましては、これまでの協定項目並びに細部にわたる事務調整の中で例規整備等々の関連と相まって随時開催していくことということになります。そして、協定書の調印に先立って、協定書の取りまとめ等々を行い、調印式、そして合併申請書の県知事への提出ということございまして、さらには情報提供の実施ということで、これまでどおり協議会だよりであるとか、それからホームページの運営であるとかというのはこれまでどおり行っていくというものでございます。

さらに、2ページ、3ページ目につきましては、参考資料ということで、今後想定される主な合併準備事務ということで掲載してございます。予算関係では、新市の平成16年度暫定予算の調製であるとか、新市の17年度の暫定予算、そして本予算の調製、そういった準備事務が入ってくるだろうと。さらには、例規統合整備にかかわる準備、記載してあるとおり様々な事務処理マニュアルであるとか、電算システムの統合であるとか、そういった準備事務が入ってきます。さらには住民に対して、いわゆる窓口業務に係わる様々な手続等の周知関係等々出てくるだろうと。さらには開庁準備関係ということで

記載してございますけれども、庁舎の改修整備関係、それから標識・案内板の調整であるとか、閉庁式であるとか開庁式であるとか、そういった様々な準備が予想されるものであります。

3ページ目には合併に向けたスケジュールを図案化してございます。4月7日の協議会后についてはお示ししておりますとおり、もう既に始まっている町村もあるんですが、各町村において住民説明会の開催。それで5月には協議会の中で合併調印に向けた協定書の確認を行っていただき、6月に協定書の調印、そして議会の議決という段取りを踏みながら7月には合併申請書の提出。ここに県知事から総務大臣への協議、そして同意というフロー図が書かれておりますが、概ね申請書の提出から合併告示まで長くて4ヶ月だろうということで記載してございます。なお、協議会で確認された3月14日には、開庁式であるとか、新市の職務執行者による専決関係について記載しております。

以上が平成16年度栗原地域合併協議会の事業計画ということでございます。

続きまして、

議案第6号

#### 平成16年度栗原地域合併協議会予算について

平成16年度栗原地域合併協議会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,501千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成16年3月25日提出

栗原地域合併協議会

会長 菅原郁夫

16年の当初予算については、歳入歳出24,501千円となるもので、歳入においては、町村負担金5,000千円、それから県の交付金19,000千円、繰越金500千円、諸収入、これは預金利子ですけれども、1千円をもって調製いたしてございます。

それでは事項別明細、3ページ以降でご説明を申し上げます。

2. 歳入 1款負担金 1項負担金 1目負担金、本年度予算額5,000千円、前年度予算額50,000千円、45,000千円の減ということでございます。

これは説明書きのとおり、本年度は各町村負担金500千円をもって予算措置してございます。昨年度は国の合併準備補助金ということで各町村5,000千円ずつ措置されると。それを協議会の方に全てご負担をいただくということで50,000千円という予算額でございました。今年度は1町村500千円ということでございます。

2款県支出金 1項県補助金 1目県補助金、本年度予算額19,000千円、前年度予算額1,000千円、比較18,000千円の増ということで、これは県のみやぎ新しいまち・未来づくり交付金ということで、この交付金につきましては法定協議会においては20,000千円と県の内規がございま

す。そういうことで、15年度分で本圏域については1,000千円ということで、残りの19,000千円を16年度分ということで申請するというものでございます。

3款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、本年度予算額500千円、前年度予算額ゼロ、500千円の増ということで、これは説明書きのとおり平成15年度分の協議会予算からの繰越金ということで、予備費分ということで措置してございます。

4款諸収入 1項諸収入 1目諸収入、本年度予算額1千円、前年度予算額1,500千円、1,499千円の減。説明書きのとおり預金利子でございます。前年度予算額の1,500千円につきましては委員さん方既にご存じのとおり、これは合併推進協議会の決算剰余金を当初で措置した部分でございます。

それでは次ページ、4ページになります。

3.歳出 1款運営費 1項会議費 1目会議費、本年度予算額2,240千円、前年度予算額7,860千円、5,620千円の減ということで、これは説明書きのとおり1節報酬から14節使用料及び賃借料まで、これは協議会の開催に合わせました委員さん方の報酬であるとか、費用弁償、それから会議録の委託料、会場借り上げ等でございます。

それでは次ページ、5ページになります。

2項事務費 1目事務費、本年度予算額14,394千円、前年度予算額14,449千円、55千円の減ということでございまして、これは3節から19節まで説明書きのとおりでございまして、補正予算でも申しあげましたけれども職員手当につきましては県から派遣いただいている職員の時間外手当の措置。4節共済費、7節賃金につきましては、協議会の臨時職員分の社会保険料であるとか賃金でございます。以下、9節旅費については事務局職員の出張等に要する経費分の措置でございます。説明書きのとおりでございます。なお、事務機器類賃借料ということで558万円措置してございますが、これは、現在もそうなんです、パソコンであるとか、プリンターであるとか、ファクスであるとか、そういった事務機器のリース料ということでご理解をいただきたいと思っております。

それでは、6ページになります。

2款事業費 1項事業費 1目事業費、本年度予算額7,367千円、前年度予算額29,691千円、22,324千円の減ということでございます。昨年度は、附属機関の委員会分の報酬、費用弁償、そういったものであるとか、様々な業務委託分、建設計画であるとかそういったものの業務委託分でかなりの額の予算を組んでおりました。今年度はそういったものが一段落するもので、通常どおりの住民啓発用の資材の購入であるとか、建設計画の報告書、協議会だよりの作成に要する印刷経費、それからホームページ管理委託料等でもって予算を作成してございます。

3款予備費 1項予備費 1目予備費、本年度予算額500千円、前年度予算額500千円、比較ゼロということでございます。

合わせまして歳出総額、本年度予算額24,501千円、前年度予算額52,500千円、27,999千円の減となるものでございます。

以上で説明を終わります。

**議長** はい、ご苦労さんでした。

ただ今議題に供しました議案第5号と議案第6号、2ヶ件について併せて質疑を承ります。質疑をす

る方議案番号とページ数を前もってお話しを願って質疑をして下さい。  
質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

はい、質疑なしの声がございますが、質疑を……、はい、高橋委員。

**高橋光治委員** 議案5号の3ページお願いします。今後の町村合併のスケジュールとありますが、16年度分の11月の項目に、「合併の効力発生」、そして「市長の職務執行者の選任」ということでありますが、これらについて分からないのでお聞きしますが、選任の時期はなぜここであるかということと、この選任の方法はどのようになるという理解をすればよろしいのか、この2点についてお尋ねします。

**議長** はい、そのことについて答弁。

**鈴木事務局長** 一つは、総務大臣告示がなされることにより、3月14日において合併は行われますよということでございます。それに先立ちまして様々な人事の面であるとか、それから予算の調製も事前にある程度せざるを得ないだろうということから先進事例もそうなのでございますが、あらかじめ職務執行者等々を、それは委員さん方既にご存じのとおり、関係町村の町村長さん方において選任をしていくということになるかと思えます。

**議長** 高橋委員、よろしゅうございますか。はい。

**高橋光治委員** それではこの時期にいろんな人事の配置その他の事前部分があるために、10町村の町村長さんその他で、選任というのは互選という捉え方でよろしいのですか。その点をお尋ねします。

**鈴木事務局長** そのとおりでございます。

**議長** はい、千葉委員。

**千葉伍郎委員** 栗駒の千葉です。

1ページの平成16年度の事業計画の会議開催の関係でお尋ねをいたします。

ずっと今まで40数項目にわたって協議をしてきた訳ですが、これまでの協議の内容を見ておきますと、大方合併時までとか様々な条件がありまして、特に諸公共料金等々の決定が先送りをされている訳ですが、この3ページのスケジュールを見ますと、6月のこれは下旬以降になるのかな。各町村の議決という重大な局面を迎える訳ですが、この間先送りをしてまいりました様々な調整項目はどこまで引きずっていくのか。あるいは4月、5月、6月のところで精力的に合併協議会が開催をされて、逐次確認をされていくのかですね。合併の議会議決をした後、こう決まりましたというような形の報告になるのか。この事業計画の協議会の開催回数にもよると思いますが、この辺についてもう少し詳しく、今頭で描いている問題についてご説明をいただきたい。

**議長** はい、事務局、説明。

**鈴木事務局長** ただ今のご質問でございますが、これまでの協議会の中でも、その辺の合併時まで調整するとしたものについては、こういった形で、いつというようなご質問がされたところで、その際にもご説明したとおりでございますけれども、すべからくなぜその合併時まで調整したかというのは、もう既に委員さんご存じのとおり、かなりの較差があったり、それと例えば相手先があるもので、委託関係ではそういった相手先が決まらないとなかなか決めかねるという部分もあるということ

で、合併時まで調整していくと。その辺につきましては、前回もお話ししたとおりでございますけれども、逐次事務サイドで協議を精力的にその協議を重ねながら、まとめ次第、その協議会の中でご報告申し上げ、ご意見をいただきながら、最終的には町村長で決定していくということで、前々回でしたか、その辺お話しをしたとおりでございます。

基本的には、例えば6月の、ここに示してある6月の議会議決まで全てそれが間に合うのかということではありませんで、時間をかけて協議が、いわゆる調整がされるものとか、そういった部分がある訳でございます。ですから、ある意味では年内といいますが、16年の中で調整しながら協議を協議会の中でご報告させていただくという部分も出てこようかというふうに考えています。

**議長** はい、千葉委員。

**千葉伍郎委員** ちょっと要領が分かり切れません。もう既に住民説明会をやっている町村もありませんよでございますが、いずれにいたしましても、住民がどうしても知りたい部分、あるいは見通しをつけて欲しいという部分、それから、各町村議会で合併時の議案を提出するまでの間に協議会で方向を決定していただいて、あるいは、事によってはそれ以降でもいいやつと、ある程度分類をされてくると思うんですね。これらの問題について、今の答弁ではどっちつかずの答弁ですね。ですから、これらの問題というのは、もう既に事務局サイドでどのように考えておられているのか。そのところを、今の答弁の中ではちっとも見えませんが、例えば今言いましたように一つの節目とすれば、議会の各町村の議会の議決までどうしてもやっぱり合意形成を得る為に必要である公共料金を初めとしたそういう中身については精力的に取り組んでみるとか、あるいは住民の説明会の前にはどうしてもやっぱり明らかにしていくものについては精力的に取り組んでいこうとか、こういうものがあって初めて事業計画というふうになるんだと私は思っているんです。

従って、言葉はちょっと行き過ぎるかもしれませんが、議決後さほど問題にならない点についてただ協議会で事務的に確認をしていくということもなきにしもあらずだと思います。しかし、今言ったように、そういう住民の説明会、あるいは議会の決議をする前の節目節目でそれぞれの段階で重要な項目が列挙されているはずであります。これを今のような答弁でどっちつかずの形でずるずるというやり方というのはいかがなものでしょうか。この辺については、幹事会や町村長会議の中でどのように議論をされて、最終的な事業計画、予算計画が決定をされたのか、経過も含めてもう少し聞かせて下さい。

**議長** はい、じゃ、事務局。

**濁沼事務局次長** まず初めに、先ほど「先送り先送り」というようなお話だったんですが、これは決して先送りでなくて、いろんな問題については時間をかけて、やはり慎重に議論をし調整をすべき事項ということで、これまで協議会の中で合併時までに調整するという事で調整されてきたというふうに理解をしております。

ただ、先ほどの各町村の合併協定の問題もありますし、それまでに各町村の中で是非確認をしたいという内容について方向がはっきりと示すことができるのかという部分であります。これは協議会の第1回目の中でもお話ししましたし説明をしておりますが、各10ヶ町村の事務の中で精査をし突き合わせをして調整する項目は1,104項目ございます。この中で、いろいろと部会なり分科会の中で現在も協議し検討しております。ただ、いろんな合併時までの調整という部分については、合併時はお存じのとおり3月14日ということで、期限から言いますと3月13日までに調整をするという、日数的に



はそういうことになりますが、ただ、今新市の例規に、条例、規則等に絡んでくる部分が、この項目はほとんどがそうであります。この作業については、もう既に二、三日前に各町村の専門部会、専門分科会部会長さんに集まっていたいて、その作業を既に説明をし、これからの進め方をお願いをいたしました。

そういう中で今の考え方を言いますと、新市の例規に絡んでくる部分、この部分については、遅くてもやはり10月なり11月頃までにある程度の例規を原案なるものを作らざるを得ないだろうということでこれから作業を進める訳であります、その例規の中に当然合併時まで調整する調整内容が詰まないと例規に反映されないという部分があります。合併時までと言いながらも、内容によってはほとんどの調整項目の内容は年内にはきちとした方向を出すということで今進めております。

ただ、その中で、合併協定までという部分になりますと、これは極めてここでできますというようなお答えは難しいものがあります。ただ、ご理解をいただきたいのは、連日のように各分科会、部会等でいろんな協議を事務的にさせていただいております。これは、先ほど言いましたように、やはり非常に難しい内容であるがゆえに合併までに調整するというご確認をいただきました。そういうことで、事務サイド的には精いっぱい事務作業をしておりますし、各町村の職員の方々にもそういう努力をしていただいております。そういう中で、はっきりと方向ができたものについては、段階々での協議会の中に報告をさせていただくということでひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

**議長** 千葉委員、よろしゅうございますか。

はい、佐藤さん。

**佐藤幸生委員** 3ページの10町村の合併スケジュールの中で、4月に住民説明会の開催が計画されておる訳でございます。それで、住民の皆様方にこの新市の合併協議会における議論の内容等につきましては「合併協議会だより」を通じまして報告の手段の一つとして周知をしておる訳でございますが、この協議会の合併構想の議論、全体の議論が終了した時点において開催されるということで、住民からしますと、非常に興味を持っておることでありましょうし、また、先ほど千葉委員からご質問ありましたように、合併時まで調整するというような内容のものも多々ある訳でございます。そうしたときに、なぜ合併時までというようなことでの調整がつかないのかという住民からの意見も多分出るだろうと思う訳ですね。そうしたときに、その理由付けというものをやはりしっかり住民の皆さん方に説明しなくてははいけないだろうと一つ思います。そういう時に各町村ごとに説明会をする訳ですが、その際に統一した形での説明あるいは内容にならなければいけないのではないかなと思っております。

そこで、この新市の説明懇談会をする場合の資料等について合併協議会として統一したものですべきではないかなと思うんですね。かつて各町村ごといろいろ説明会する際に、町独自のもの、あるいは任意協議会の資料の抜粋のものをもって説明したこともございますし、あるいはパンフレットをもって説明したこともあります、しかし今回は、やはりもう少し具体的に詳細な分かりやすいもの、そして、9町1村が統一して説明することのできる内容のものでなければならぬのではないかなと思う訳です。その住民説明会についての具体的などういう内容で開催する予定になっておるのかということをお伺いいたしますし、それから予算措置ですね。先ほど予算承認された訳でございますが、事業費として6百数十万計上されておる訳でございますが、印刷製本費ということで、これをもってある程度各町村

にそうした資料の配付等の予算措置が講じられるのかということです。各町村それは勝手に予算、一般会計でやって下さいということになるのかその辺伺いたいとおきたいと思います。

**議長** はい、佐藤委員に対して答弁。

**鈴木事務局長** 一つは、住民説明会に当たって統一的な資料はどのようなのだという趣旨の質問かと思われる。

それで、これは合併協議会、1回目の時ですか、事業計画の中でも住民説明会等々の話がありました。そういう中で、当然その資料につきましては統一した資料でもって行こうという考えがあります。これまで45項目確認された内容を全て網羅し、そして、建設計画の中で第5章まで確認された部分をダイジェストといいますか、そのような形で一つの資料として全体的には55ページほどになりますけれども、そういったものを作成し、各町村の開催時期前までに、本年度予算でもって印刷をかけお渡しするという段取りになってございます。以上です。

**議長** よろしゅうございますか。

はい、次、千葉委員ですか。伊藤委員ですか。はい、伊藤委員。

**伊藤竹志委員** 鶯沢の伊藤です。

今ちょっと濁沼さんの方から説明あったところで、私もちょっと気になったんですが、私もちょっと首をかしげたりもしたんですが、先送りの件で、今ご説明あった件について、難しい問題があるから、これは先送りではないんだと、大事に審議するんだというようなご説明あったんですけども、それはやはり言い換えれば先送りであって、それで私、やっぱり住民の方だとか、またここで説明するに当たっては、やはりお尻が決まっているんだと。特例法の期限が決まっているので、であるから、やはり難しい問題は先送りにしながら審議していくんだというような率直な説明がなぜできないのかなと思うんです。ですから、昨年5月のアンケートでも80%近い人が消極論も含めて合併はしようがないという結論が出ている訳ですから、説明の中ではやはり回りくどい言い訳ではなくて、やはり先送りのものは先送りなんだと。しかし、そうするにはやはり合併特例法との関係でこうしなければいけないだという、住民には本当に隠し事のない率直な説明をやはり今後していただきたいというふうに感じたので今発言しました。以上です。

**議長** はい、ありがとうございました。そのような方向でこれから進めさせてまいります。

はい、遠藤委員。

**遠藤 實委員** 志波姫の遠藤です。

この事業計画の中で、先ほど合併協議会の開催は、事務局から6回程度予定していると私は聞きましたが、このスケジュールを見ますと、5月に合併協議会の協定書を確認して、6月中にいずれも10ヶ町村の臨時議会でもって議決しますよという一つのスケジュールですが、6回の協議会というのは議決後に必要なんですか。何も各町村議会で合併しますよという議決後に合併協議会を開く必要がどのようなかなと。私は、やっぱりやるんだならば、それぞれの町村の議会前にいろんな問題をすり合わせる為に、あるいは再確認する為にやるのがこの栗原の合併協議会であって、議会議決後の調印して議会議決後には特別、あとは事務的に処理できるものと私は解しますが、いかがでしょうか。

**議長** はい、遠藤委員に対して説明。

**鈴木事務局長** 議会議決後、協議会の開催は必要なのかといった趣旨のご質問のようでございます

が、議会議決後においては、例えば合併申請書を県の方に申請すると。その申請について協議会の皆様にもそういったものをご理解いただくとか、さらには、総務大臣から告示が、いわゆる合併についての告示が来た場合、何月何日付をもって来ましたと。さらには新市の開庁式の準備であるとか、それぞれ町村における閉庁の関係であるとか、そういったスケジュールのお知らせ等々についても委員さん方に十二分知っていただくということから、議決後も含めて、いわゆる協議会解散議案を提出するまで、数回の会議の開催は必要かなというふうに考えております。

**議長** そのような事務局の考えでございます。よろしゅうございますか。

はい、そのほかございませんか。はい、武田委員。

**武田正道委員** 高清水の武田です。

事業計画の中に各市町村で行われる住民説明会への支援というような部分は含まれていないようなのですが、いわゆる各市町村独自でやっていただきたいということで、いわゆる協議会の方からアドバイザー的にどなたかを派遣されるというような考えはないのでしょうか。

**議長** はい、事務局。

**鈴木事務局長** 住民説明会の開催の関係につきましては、これまでの経過、これは推進協議会から含めての話でございます。合併協になってからも、これはいわゆる確認された部分のお知らせであるとそういった部分からすると、協議会としてというよりも構成町村である町村でもって行うと、行うこととするということの中でその方針を首長さん方の間で確認されているものでございます。

**議長** よろしゅうございますか。はい。

それでは、以上で質疑を……、はい、どなたですか。はい、茂泉委員。

**茂泉文男委員** 花山の茂泉です。

この段階で大分大詰めに来たなという感はしますが、しかし、その細目におきましては非常に住民の不安がぬぐい切れないという感は否めないというふうに思っております。

全体的に拙速という感ですが、これはもっともっと時間をかけて検討する余地がないものかというふうにも思っております。平成17年3月31日まで市町村議会が議決を経て申請すれば、その後1年間の猶予を持ちますよという、そういったような法律もあるやに聞いております。その場合、特例措置はそのまま国においては保障するというようなことなども聞いておりますが、その点についての選択肢はあるのかないのか、検討したことがあるのかないのかお聞きしたいと思います。

**議長** そのことは事務局でも答弁ができないと思うんです。実際はそのことは、やはり我々10人の町村長の考えはもちろんです。これはまた別な議題として大変重要な問題でございますので、今ここで茂泉委員から検討したかと言われても、なかなか検討していないのが現実でございます。というようなことで、これらについてはまた別な機会にといいますが、いわゆる6月の議会の議決までに、やはりそういう点についても論議しなくてはならないのかなというような会長としては感じを持っていますし、とにかくこれは3月まで合併をするという決定はしなくてはなりませんからして、3月まで合併をするという決定をするには、どうしても6月の議会でもって議決をしなければ期間的に間に合わないというようなことなので、そして、3月までに合併をするということをまず決めて、それから1年間を延期するという……

休憩します。

午後2時49分 休憩

午後2時59分 再開

**議長** それでは、休憩中の会議を再開いたします。

先ほど花山村の茂泉委員から質問ございましたことについては、現段階としては、平成17年の3月14日を新市の発足日ということで決定をいたしております。それに従ってのこれらはスケジュールでございます。なお、茂泉委員の発言のことについては、今ここで直ちにどうするという訳に参りません。重大なことでございますので、これは今後の問題として論議していかなければならないことは後日あると思いますので、ひとつお譲りを願いたいというふうに思います。

そのほかございませんか。（「なし」の声あり）

それでは、質疑を打ち切ってよろしゅうございますか。はい。それでは、質疑を打ち切ります。

直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

**議長** それでは、議案第5号 平成16年度栗原地域合併協議会事業計画について、議案第6号 平成16年度栗原地域合併協議会予算については、原案をもって可決することにしてご異議ございませんですね。

（「異議なし」の声）

**議長** はい、全員異議なしと認めます。議案第5号、議案第6号は、原案どおり可決することに決定してまいります。

## 6. 協議事項

**議長** 続いて、協議に入ります。

### 協議第57号 地域審議会の取扱いについて

**議長** 協議第57号 地域審議会の取扱いを協議議題に供します。

この協議議題にいたします地域審議会の説明は、前回の協議会の際に説明をいたしております。

直ちに質疑に入ります。

それでは、協議第57号 地域審議会の取扱いについて、ご質疑等ございましたら質疑のある方、挙手を願います。まず、じゃあ、後ろの佐藤委員。

**佐藤重美委員** 一迫の佐藤でございます。

この地域審議会につきましては、私も以前に作るのかどうか、そうした質問をした経緯がございます。

そこで、各町村、現在の町村ごとに地域審議会を設置すると、こういうことでございますけれども、そこで、いわゆる現在の10ヶ町村設置しますと10の審議会ができる訳でございます。そうした中で、10ヶ町村、10の審議会を一つにまとめた、いわゆる情報を交換するようなそうした仕組みはど

うなのか。作るのか作らないのか、その辺はどのように考えておられるのかお尋ねをしたいと思います。

**議長** 各町村で地域審議会を設けた場合、これを総括する審議会、いわゆる市の一つとしての審議会を設ける考えはないのかと、そういうものはどうするかということですが、事務局。

**濁沼事務局長** お答えをいたします。

これは、地域審議会、前回の提案理由でもお話しいたしました。これはあくまで合併市町村の区域を一つの単位として地域審議会は設置をするというような定めがあります。ただ、今のご質問でありますけれども、これは、今の考え方といたしましては、新市の振興審議会、例えば今の各町村で設置されていると思いますけれども、当然全市を束ねる場合、いろんな部分でご協議いただく、そういう部分はこの各町村単位の地域審議会の上に、例えば今の町村でありますと振興審議会、そういうものを位置付けとしてこの各地域の地域審議会の上に位置付けをしたいというふうに考えております。以上です。

**議長** はい、佐藤委員、ただ今説明したとおり。はい、再質問お願いします。

**佐藤重美委員** ただ今の説明でございますと、この各地区のいわゆる地域審議会の上部機関として市の審議会を作ると、こういうことで、そのように理解してよろしいですか。

**議長** そのような理解でよろしいかということですが事務局。

**濁沼事務局次長** これは、上部機関というような位置付けではなくて、この地域審議会については、旧町村ごとのいろんな問題をご議論いただくという部分になります。それから、例えば新市の振興審議会とした場合は、これは各地域の部分じゃなくて、全市を一つとして新しい市のまちづくりを検討するということになります。でありますから、これは決して地域審議会の上部団体が振興審議会という部分ではなくて、ただ位置付けとしては各地域ごとでいろんな地域づくりの内容を市長からなり諮問を受けて答申をするという中で、その意見を踏まえた部分で新市の振興審議会なるものを運営をしていくということで、序列からいいますと地域審議会の上に来るというのではなくて、あくまでその位置付けが自ずから違うのかなと。小さい部分で各町村ごとに問題の部分で議論してやる地域審議会と、それから全市一つをどうするかという部分で議論する部分。ただ、少なくとも各地域ごとに議論される地域審議会の答申内容等については、新市のまちづくりの中に極めて反映されるであろうというふうに思います。

**議長** よろしゅうございますか。はい、ちょっとお待ち下さい。

はい山村委員。

**山村喜久夫委員** 一迫の山村です。

この地域審議会の位置付けなんですが、後ろの参考の文章等も読んで住民の意見が施策に反映されにくくなるという懸念云々とありますが、この懸念を払拭するために作るんだよというような文章になっていますが、私この地域審議会の、ただ作って意見を聞くだけなのかという、何のためにやるのか、ただ聞いて終わりなのかという、その地域審議会の位置付けをもう少し明確に出して欲しいし、その地域審議会が市長に意見をすることができる。それを、意見を聞いてどうするのかと、そこまでやっぱり出すべきでないかなと思うんですが、必ずそれに応えとかそういうものじゃなくても、意見を聞いてどうするのか。ただ本当に聞くだけで終わりなのか。その辺、私たち地域住民からすれば、何の為の地域審議会かというのがここで見えないんですけれども、もう少し見える形で説明とか文章変更していただきたいんです。

**議長** はい、事務局答弁。

**濁沼事務局次長** これは、別紙の1ページの地域審議会の設置に関する協議の第3条の2項になります。これは、第3条は、内容によっては市長の諮問を受けて審議をし答申するものという部分と、それから、その各町村に係る新市建設計画の執行状況及びその他その地域の必要となる事項については市長に意見をすることができる。この意見は、諮問を受けなくても、自主的にいろんな協議をし、まちづくりの係る部分を新市の市長に意見をすることができるということで、決してその組織からいいますと諮問を受けなければまちづくりに意見を述べられないというものではないと思います。

それから、この一番大事な部分なんですけど、3ページの中で資料としてお出しをしております。これは、この地域審議会を、住民の声を新市のまちづくりの中にどのように生かしていくかという部分ですが、これは、この3ページを見ていただければよろしいんですが、これも前回ご説明をさせていただきました。各集落ごと、それから各行政区ごと、そういう小さい部分でいろいろと活動されているいろんな団体があります。そういう団体の声をこの各地域の地域審議会の中に吸い上げて、地域審議会の中で今度は新市の全体的なまちづくりの中に生かしていくということで、このような位置付けをしております。この3ページの内容から言いますと、地域審議会の下にここに述べておりますが、地域づくりに係る協働の観点から地域内の課題や問題点、こういう部分を地域で対応し解決すべきもの、それから行政で対応し解決すべきもの、それから地域と行政が協働で解決すべきものという部分を明確にしながらいろんな議論をしていただいて、それを新市のまちづくりの部分にも出てきますし、それから細い部分で各地域の地域づくりに生かしていきたいということで、これは、この後にまたご議論いただきますいろんな総合支所の位置付け等に絡んでくる部分でありまして、これは今委員さんから言われました新市のまちづくりに地域の声をどのように生かしていくかという部分の精いっぱい生かし方をしたいという部分でこのような組織を作っていきたいということでもあります。

**議長** よろしゅうございますか。もう一度、はい、再質問。

**山村喜久夫委員** すみません。内容、地域審議会の内容は分かっていますが、この第3条の2項にあるように、「審議会は、設置区域に係る新市建設計画の執行状況及びその他必要と認める事項について市長に意見することができる」。この文章だけでは地域審議会の位置付けが私は明確でないと思います。

**議長** 明確でないということの今ご発言がございましたが、どのようにこれをしならば修正するのかということになると、またこれ難しい問題があるのかなと思いますが、いずれこの審議会というのは今事務局でもお話し申し上げました。合併して区域が大きくなると、なかなか末端までの行政が行き届かない。そういうものを審議会を設置いたしまして意見を徴して、それを市長が施政に反映するというふうな方策を講じていきたいという狙いがこの審議会の狙いでございますので、ひとつその辺でご理解賜ればと幸いです。はい、ちょっと、こちらが早いですね。

加藤委員。

**加藤雄八郎委員** 若柳の加藤です。

今説明を受けていて、うんというふうな話をされました。私は前に気仙沼で合併シンポジウムに行ったことがあるんですよ。そのときに大船渡に併合した三陸町の町長さんが講師として招かれて、「三陸

町は今審議会があって、自分たちの意見をよく聞いている」ということで、胸を張って述べていたんですよ。ところが、この間の1月25日の新聞に、同じ町長が、町長を辞めて何かの役員になっていたようですけれども「地域審議会が形骸化し議員も減ったら、旧町の住民自治をどう担保するのか危機感を募らせている」と。同じ町長がですよ。審議会を作っておいて、今と同じ多分このような審議会を設置したと。その人が今になって「心配だ」と。「旧町の住民自治をどのように担保するのか心配だ」と。

だから、ここの第3条に書いてあるように簡単な話、この審議会は諮問機関なんでしょう。それから、意見することができると言ったって、議決権はない。各町から議員さんが出る。その議員が議決しているのに、片方で議決権がないのに言うことを聞くはずがないじゃないですか。ね。だからここの提案のところに、地域自治組織について国の制度改正を踏まえてということで、このような審議会ではやはり地域としては危ぶまれるからということで、国でもこのような自治法人格を持った組織を作るべきだということで法改正ができると思うんです。

だから、私、この最後の方が問題ではなからうかと。さらに検討するんでは困るんですよ。ちゃんとしたものを、情報として来るんだったら、この審議会にもっと法律的なものの力を与えなければ、あとは合併して、ああ、終わりましたよと、市長さんの言うことを聞けばいいんですよということでは、私、合併する町村は困るのではなからうかと思いますが、どうでしょう。

**議長** 加藤委員の言われるのもそのとおりであろうと思います。いずれ地域自治組織というふうなことにしてもお話ありましたが、これも町村長の中でもいろいろと、これから法整備がされて地域自治組織が出てきたらばその方がよいのではないかといったような話などもございまして、ここにこのような字句をもう1項設けた訳でございますので、今後この地域審議会でご不備であれば、自治組織、この自治組織もどちらかといえばやはりこの地域審議会とほぼ似たような格好になる訳でございますので、いずれまず地域審議会を設置するというふうな方法で定めて、後でまた、この方がよいのではないかといった場合は、できるだけ早い時期にこの地域審議会の代わりにこの方がよいというふうな方策を講じていかなければならないのかなと思っておる訳です。

はい、伊藤委員。

**伊藤竹志委員** 私も今加藤委員と同じ内容で発言しようと思ったんですが、ただ、今会長さんのちょっとご回答の中で、審議会も今後出るだろうという自治体も同じようなものだと言われたが、私は全然違うような気がしたものですから、そういうふうにちょっと捉えられてはと思ったものですから発言するんですが、まずこの地域審議会、今回提案されているもののやっぱり一番の問題点は何かかという、まずこの委員になる人、公共団体に属する者、それからよく分らない学識経験を持つ者となっているんですけれども、これだと行政主導でいくというような印象がもうここで非常に強いんですね。

栗原も合併すると東京23区と同じ面積になるんですね。かなり広い面積の中で、ただそれぞれの地域の人はその市全体を動かすために意見を反映させようとは思わないで、やはり自分たちの地域をその中で住みやすくしたいと、だから市にこういうふうに意見を言いたいんだという思いでいくと思うんです。そうすると、当然私は選ばれる人も当然住民の人たちから選ばれる人たち、代表で組織されると。もちろん任命するのは市長でしょうけれども、やはりそういった内容。

それから、政府が今月の8日ですか、事務次官会議で合併特例法の中で変えてその特例区を作るとい

うこの中にもあるように、やはり審議会では不十分だということだと思わなければならない、ある程度の福祉だとか、清掃だとか、そういうことも地域でできるんだと。事務処理も地域でできるんだと。これは審議会と全然違うと思わなければならない、内容的に。やはりそういったことを今政府は国会に提出して、もう成立するだろうと言われていた訳ですから、やはりこういった法的な内容もあるものから、ここでこの地域審議会をかちと決定するのではなくて、今後やはりこういう不十分さを十分にするために、法的な推移を見ながらというようなことを付記して決定していただきたいというふうに思います。

**議長** はい、じゃ、はい、佐藤委員。

**佐藤幸生委員** 高清水の佐藤です。

地域審議会の設置についてでございますが、私は、合併の議論の最中に、住民の声が反映されなくなるのではないかなというようなことを払拭するために、この地域審議会を設置するというような形で自治法で認められることとなりますよということで住民の方々にはかつて説明した経過がある訳でございます。そういう意味で、旧町村の町村長さんがいなくなる。また、議員の数も少なくなるというようなことで、やはり地域審議会の制度というものは必要欠かさざるべき制度ではないかなというふうに考えておいた訳でございます。

この条項をそれぞれ見てみますと、公共的団体に属する者、それから学識経験を有する者ということで、市長さんの権限が非常に強いことは大変結構なんです、人選する場合に、この公共的団体に属する者ということだけにこだわって、本当に住民の声を市政に反映することの答申ができるのだろうかというような危惧される部分がある訳です。

と申しますのは、例えばいろんな公共的団体活動に属さなくても、いろいろ組織活動、個人的な民間企業的な組織活動家とか、それからいろんな行政的に直接携わらない形での活動家という方がいる訳で、最近むしろそうした形で行政の中に新しい空気を入れるということで、最近そうした人選がされる傾向にある訳でございますが、そうしたことから考えますと、(3)として、その他市長が必要と認められる者というようなのがどこかにあってもいいのではないかなというふうに感じておることが一つございます。その点について、考え方を伺いをいたしたいと思えます。

それから、もう一つでございますが.....、それだけでよろしいです。その辺の考え方でですね。伺いをいたしたいと思えます。

**議長** そのこと何か、そのようなものを含めて、はい、答弁。

**濁沼事務局次長** これは幹事会なり部会等でも、この5条の委員構成の部分で議論大分されました。例えば公共的団体、学識経験のほかに、公募による委員とか、そんな部分もいろんな議論をされた経過があります。ただ、そういう部分の中で、最終的には今のご意見と同じように、確かに公共的団体に属さなくても、非常にそういう地域づくりなりまちづくりに精通をしている方がいるだろうと。こういう部分については、この2番の(2)の学識経験を有するという部分で、これは網羅できるのではないかなということで、最終的にはこの1、2という部分で提案をさせていただきました。

**議長** ひとつそれでご了解下さい。はい、佐藤委員、もう一回。一迫の佐藤委員。

**佐藤重美委員** もう1点だけお尋ねをしたいと思えます。

第8条の2項でございますね。毎年1回この審議会を開くと。そして、委員の4分の1以上のそうした



請求があった場合には開催するものとする。こうした条項がある訳でございますけれども、いわゆるこれはその地区のいわゆる会長に対して、そのことを、開くことを要請していくのか。それ1点でございます。

それから、いわゆる住民の皆さんは、地域審議会なり、あるいは自治組織というものについて非常な関心を持って、それに期待をしている訳ですね。そうした時に審議会の中で、言いつ放し、語りっ放し、そうしたものがどのように反映されたのか、そうしたものを確認するそうしたすべがない訳ですね。そうしたことをどのような方法でいわゆる住民の皆さんにそれを知らしめていくのか。その辺をお聞きしたいと思います。その2点をお願いしたいと思います。

**議長** その辺で事務局。なかなか政治的なこともあるので、答弁できますか。

**濁沼事務局次長** この第8条の第2項の部分ですが、「会議は毎年1回以上開催する」という部分については、これは、先ほどの第3条の部分の「市長の諮問に依じて」と。その諮問の仕方については、「毎年1回以上は開催する」という部分になるかと思えます。

それから、「委員の4分の1以上の者から審議を求める」という部分については、これは諮問とは別に、その委員さん方からまちづくりに対して意見をするという部分、これが4分の1以上の委員さんの賛同があればこういう部分で開催をし、市長に意見をしていくということになるかと思えます。

それから、どういう部分でここで議論された部分が住民の方々に周知をしていくかという部分になります。これは、先ほど言いましたように、これからのまちづくりについては、これまでのまちづくりと違って、やはり住民と行政がともにいろんな地域課題に協働で参画し協働で作っていくという部分が極めて大事になっていくだろうと思えます。そういう中で又、住民が負担すべきものは住民が負担し、行政が負担すべきものは行政が負担する。そういう考え方がこれからのまちづくりには極めて大事になっていくだろうと思えます。当然そういう中で、地域審議会の中で皆さんからご意見が出る、この部分は少なくとも地域住民の方々の声だろうと思えます。そういう声を、この地域審議会を通しながら、やはり新市のまちづくりにこれは生かしていくということは当然だろうと思えます。併せて、そういう声を、今度は公選の部分の市議員さん方を通して、また別な角度から住民の声もまた議員さん方を通して聞いていくということで、この位置付けから言いますと、非常に細い部分をこの審議会の中で住民の声として聞いていきたいという部分で位置付けをしております。以上です。

**議長** はい、茂泉委員。はい、花山の茂泉委員。

**茂泉文男委員** 花山の茂泉です。

まず、最初の文言に、「なお、地域自治組織云々」ですね。国の制度改正を踏まえて検討する。これが国の制度改正が、法改正がなされた後、またこれも検討するということになると、地域審議会、既に今日ここで決定するならば非常におかしな形になるのかなと。いわゆる二重構造的な形になってやりづらいいんじゃないかと思えますが、これは間もなく国の制度というか、新法で出ると思うんです。その後にもまたこれをかみ合わせたような形での地域自治組織、これは何か三つくらい国の方では検討されているようです。いわゆる地域自治区と合併特例区、地域審議会の三つのようでございますが、これは法人格があるのもあります。法人格がないと、何となくただの市長の諮問に答えて、あと意見を言うところとなると市の方ではただ意見を聞くだけということになると。非常に地域自治というのは阻害されるのではないかと、そんな感じがします。

私ども、ある四国の方の市に行ってきたんですが、ここでやはり地域審議会があって、一つの文言がかなり厳しいなと思ったのは、厳しいというのは住民にとってはいいことですが、「市長に意見を言うことができる。市はこれを尊重する」という一つの文言を入れたんですね。この辺などは一步踏み込んだのかなという、そういったような感じの審議会のあり方もあるようでございます。これはこれといたしまして、次なる新法のできた後にこれを再検討しながら提案されたいのかというふうには私思っております。いかがでしょうか。

**議長** 茂泉委員の考え、意見に対して、事務局、答弁ございますか。

**濁沼事務局次長** これは、確かに国においては地域自治組織の部分が立法化されるような動きがあります。ただ、内容からいいますと、先ほどお話ありましたように、一つは法人格を持つもの、それから法人格を持たないものというふうにあるというふうに思います。ただこれは、法人格を持つと、先ほどのご意見でそういう部分がどうだろうかというお話だったと思うんですが、この法人格を持つ場合は極めて非常に難しい部分があります。例えば執行機関を持って、それから必要な予算を確保し、それから事務職員まで持つというような部分になります。そうしますと、これは、国のこういう動きがありますが、私どもの考え方としては、これは10ヶ町村に総合支所を残すということで既に確認をいただきました。これはまさしく総合支所の部分を、この内容から言いますと、法人格を持ちますと、従来の支所・出張所機能を持たせるというような位置付けであります。そうなりますと、私どもで今考えております栗原10ヶ町村に総合支所を配置するということは、国が考えている法人格を持つ自治組織以上の機能を各自治体の中に残すということで、その支所を残しながら、また法人格を持つ自治組織を各町村ごとに、旧町村ごとに残すかという部分は、極めてこれは問題があるだろうというふうに感じております。

ただ、国が考えております自治組織、法人格については、くどいようですが、それ以上の機能を新市の総合支所に人員を含めて、それからそこでいろいろと執行されるであろう予算の権限も含めて、それ以上の機能が総合支所には、栗原には残るだろうというような感じをしております。ただ、国の一つの考え方としては、栗原みたいに合併して合併町村に総合支所を残すというような考え方でなくて、この法人格の、多分いろんな内容を見えますと、例えば栗原の例をとりますと、10ヶ町村合併をし、一つの本庁機能を持って残りの地域には総合支所を残さないという部分を前提にして、じゃあ、その各地域の声をどういう格好で吸い上げるかという部分が法人格を持つその自治組織だろうと思います。そういうことから言いますと、くどいようですが栗原については国が考える自治組織以上の機能を総合支所に残したいということで、今組織機構を検討させていただいております。以上です。

**議長** はい、白鳥委員。

**白鳥英敏委員** 前回ちょっと出席できなかったために説明を聞いていなかったんで、もしかしたらもう説明されていたのかもしれませんが、今の話を聞いて何となく納得できそうな感じなんですけれども、第9条の「会議の庶務、総括は」となっていますけれども、この「」に何か入るのかというのが一つ疑問に思ったのと、あと、今話に出たように、予算。予算というものはどちらから出てきて、どういうふう運営されるのか。10の協議会、審議会があるとすると、同じように進めばいいんですけども、開催回数やいろいろなものがばらばらになったりするのかなと思ったりして、その辺どうなのかというのと、あと個人的には地域審議会というものは、栗原郡が一つになっ

て、自分たちの住んでいる所の意見を反映させるというのがありますけれども、やはり周りが、他がどのような動きをしているのか、そういったものを受け入れて、レベルをうまく、レベルという言い方も変かもしれませんけれども、変化に迅速に対応していくような、そういった意味合いもあるのかなとは感じておりますので、そうなってくると活発な所と活発じゃない所というのが出てくると、ちょっと問題もあるのかなと思って質問いたしました。

**議長** はい、その辺について。

**濁沼事務局次長** この9条の「会議の庶務、総括は」という部分にしたのは、これは前回も提案時に説明をさせていただきました。これは事務組織の部分で、例えばどこでこれを庶務を所掌するかという部分です。ただ、今いろいろと組織の中で議論されている部分については、総合支所の部分にこの庶務を預けるというような位置付けであります。

それから、回数関係なんですけど、これは、これも前回の提案時に説明をさせていただきました。これは、10ヶ町村、制度から言いますと、全ての地域に置かなくてはならないというものではなくて、置くことができるという部分です。ただ、栗原については10ヶ町村全てにこの地域審議会を設置をするという部分です。ただ、この回数については、当然その地域の中でいろんな問題がある。それから、住民の方々にいろんな問題が懸念される。そういう地域については自ずから例えば市長に意見をする機会なりが多くなるのかなと。それから、余り問題にしないというところについては、その回数は少なくなるのかなという感じがします。そういうことから言いますと、一概に10の地域審議会を同じような回数で同じような議論をしなければならぬというものではないだろうという感じがいたします。以上です。

**議長** いいですか、白鳥委員。はい、もう一度、白鳥委員。

**白鳥英敏委員** 質問というよりは意見となりますが、何も問題なくて審議会が回数が少ないというのは、逆に怖い部分があると思うんです。逆に問題を見つけられないでいるのかもかもしれませんので、その辺は、逆に行政側でも構いませんし、後押しするような他の情報を、その審議会の方に情報を流したりして、活発な動きになるような、そういった方向に持っていかなければならないと思いますので、安易に問題がないから開催回数が少ないと問題がないんだと思うのはちょっと間違っているかなと思いますので、その辺は今後とも気をつけていただきたいと思います。

**議長** はい、分かりました。

はい、伊藤委員。

**伊藤竹志委員** 鶯沢の伊藤です。

先ほどの花山の茂泉委員さんのご回答で、濁沼さんのまた、私、濁沼さん別に憎んでいる訳じゃないんですが、ちょっと言葉に気になる場所があったものですから再度発言したいんですが、栗原の場合はよその合併と違って総合支所を置くからそんな心配はないんだと、確かそのような発言をされたかと思うんですが、ただ、新しくなった市の市長さんなり議会で、10年以内に市役所を建てることになっていますので、それで総合支所も当面の間ということになっていますので、すぐに市役所を作ろうじゃないかという話になったら、途端にやはり一気に総合支所の話というのは飛んでしまうという危惧もこれはある訳ですから、やはりそれは協議会の中で、一切市役所は建てません、ずっと総合支所でいくという訳ではありませんので、やはりそれはよそと同じだと私は思ってちょっと今発言したんです。

それで、特に合併によってやはり最大の効果は人員削減だという話も、これは皆さんで確認してきたところですので、十分な人員をこれから配置するからというのも、合併とは随分矛盾するんじゃないかなと思うんです。やはりこれは合理化をしていくんだというようなことで確認されてきていますので、そういうことの前提に立った上でやはり住民の意見を反映するんだという立場でご説明していただきたいなと思うんです。そういうふうにと考えると、やはり今政府が考えている新しい自治会、また、特例区という問題は、やはりこれは私たちの望んでいるものであって、また、住民も今驚沢でも今自治会の準備はしているんですけども、やはり住民一人ひとりからはこれからは自分たちで地域を守らなければいけないんだぞという意気込みが今出てきているんですね。やはりそれに応えるような組織を今後作るべきじゃないかと思います。

**議長** はい、ちょっと、伊藤委員がおっしゃいますように、この地域自治組織、今後これを検討いたしまして、作るとすれば、審議会とは重複させないで、自治組織を作るのであれば審議会はこれはボツと。やはり一つになって然るべきであろうというように、審議会をこれを提案する際にはそのような考えを持ちながらこの一番最後に字句を入れたものであります。

はい、加藤委員。

**加藤雄八郎委員** 今ご説明に、総合支所方式をやるんだから自治組織としてそれ以上に機能していると。それは間違いじゃないですか。我々首長・議員は、住民に選ばれて、そして自分たちで自分たちの町、町村を作るんだというのが自治組織でしょう。総合支所方式は行政組織であって自治組織ではないんですよ。だから、それらを考えるのは間違っている。

それから、ここにあるんですけども、新聞に「地域自治組織は法人格を持つという点で際立った違いがある。独自の財源はないが、法人格を持つことで一定の範囲内で予算決定できるからである」と出ているんです。通したの分かるけれども行政組織と自治組織なんていうのは間違っただけで困るし、それからその地域が合併することによって自分の町や村がなくなるけれども、大丈夫かというのがある訳なんでしょう。だからこの審議会とかっていうのも出しているのであって、行政組織と自治組織は違うんです。私なりに、新しく出れば、新しい法律に出れば、それに合わせて考えればいいなどは思っていますけれども、ちゃんとした考えを持ってやっていただきたいと要望します。

**議長** はい、ありがとうございました。

はい、ちょっとお待ち下さい。ここで暫時休憩をします。10分間。

午後3時41分 休憩

午後3時49分 再開

**議長** 休憩中の会議を再開いたします。

ここで、事務局の方から、今いろいろとご質問が出ました。ここで総括的な、まず事務局からの答弁をさせます。はい、局長。

**鈴木事務局長** 先ほど来、地域審議会の取扱いについて、いろんなご意見をいただきました。今回こういった形の提案をさせていただきましたのは、あくまで現行法の下に現在合併協議を進めているということで、いわゆるその中では地域審議会というのが現行法上定められている唯一の各地域の住

民の意見を吸い上げる機関だという位置付けでございますので、その設置を一応提案すると。

ただ、先ほど委員さん方の方からもいろいろご意見いただきました。国の方では、今国会に地方自治法の一部改正であるとか、合併特例法の改正案が提出されておまして、その中で地域自治組織のあり方についても提案されたようでございます。その法案が多分6月くらいまでには通るのかなと、そういう国の制度改正も視野に入れながら、地域審議会は提案するものの、もしそういう国の制度が改正、法案が可決されまして具体的な内容が示された中で、再度首長さん初め事務方でもその地域自治組織の部分を検討しながら、それがより良い、この栗原の地域に合ったものであれば、そういった形で設置するか否かも含めて協議会の方で協議していただくということでご理解いただきたいというふうに思います。

**議長** 以上のような方法で、これから自治組織と、法律が改正されこれがきちんと自治組織の姿が見えてきた際には、再度これも幹事会なり、それから我々町村長会議でもよく検討しまして、地域審議会よりも地域自治組織の方がやはり設置した方がよいということになれば、それを提案をいたしまして、皆さんでご審議をし、その際にはこの地域審議会は廃止をするというふうな方向で進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声)

それでは、そのような方法でひとつお譲りを下さい。間違いなくこれから地方自治法等の改正がありましたならば自治組織について検討してまいりますことをお約束申し上げて、この協議第57号については原案をもって了承するというところでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

**議長** はい、それでは、以上のとおり決定させて下さい。

#### 協議第58号 事務組織及び機構の取扱いについて

**議長** 続いて、次の協議事項に入ります。

協議第58号 事務組織及び機構の取扱いについてを協議議題にいたします。

これも前回の協議会の際に説明をいたしております。直ちに質疑に入ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

それでは、協議第58号について、ご質疑等ございましたからお願い申し上げます。質疑ございませんか。はい、津藤委員。

**津藤國男委員** 瀬峰の津藤です。

この組織機構について大分前から話しておったんですが、やっと出てきたかなというような感じで見えておりました。それで、このイメージ図というような形でしか出てきていないんですが、こういった状況につきましては委員の皆さんもこのぐらいのことは、ほぼ分かっているものだと思うんです。まず、合併する意義、その辺から考えますと、私はこの機構、要するに職員組織機構、これが物すごく大事なことだなというふうに思っておるんですが、その中でも、合併して、要はスリムになっていくというようなそういう形、財政的な問題の中で考えた場合に、これらのものをもう少しきっちり分かりやすく合併前に私は示すべきだと思うんです。

それで、前に配付された職員の1人当たりの住民数などを拾って分析をしてみますと、各町でこの職

員に対する住民数というのはまちまちであり、大分格差があるんですね。それらの、私、住民はまず第一に一体単独町村の庁舎でどのぐらいの職員が残るのかとか、それが物すごく住民が不安なんですね。要するにサービスが低下しないようにというような、そういう形で進んでいるんですが、どうしても合併すれば職員が減るんだと。なかなか対応できないんじゃないかというような、そういう形で声が大分出てきているんですね。

そこで、この機構図の中で私は、やはり単独町で最大限これだけは残しますよ、これだけの人数は確保しますよというような、そういう形は絶対必要だと思うんです。と言いますのは、当然17年の3月に首長はもちろん失職。助役さんもですね。三役、四役が失職されて、誰もいなくなるんですね。議員そのものもやがては30名になる。最初のあれでは45名ですけれども、これもはっきり確定している訳ですね人数的に。それは分かるんだけど、じゃ、職員はどうなるのかというようなことがよく聞かれるんですね。この辺が非常に不透明と言われます。

この機構図、機構の中で見ても、一番肝心なのが、庁舎の建設の問題が出ましたけれども、その小委員会にも参加させていただいたんですが、その建設云々よりも、まずこの本庁にどのぐらいの人員を配置するのかというふうなのがあるがまず私は第一条件ではないかなというふうに思うんですね。10年以内に建てますよというようなことになると、当然この新市で10年間の中で17年から26年までで447名が退職される。新たに採用される方もあるんですけども、この辺が全然見えてこないんですね。従って、新庁舎で何名の方が職員としておりますよと。各総合支所、各単独町村の支所にはどのぐらいの人数がいるのかと。その辺が一番町民の方が知りたいところなんです。その辺をこの機構図の中でシミュレーションとしてしっかり示すべきだと私は思うんですけども、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

**議長** はいどうぞ。事務局答弁。

**濁沼事務局次長** お答えいたします。

これは、前回の提案時にもお話しをいたしました。総合支所なり本庁にどれぐらいの人数なり職員を残すのかという部分、これは極めて大事な部分だろうと思います。ただ、その議論をする場合は、やはり本庁でどれだけの業務をやり、総合支所でどれだけの業務をするのかという部分が基本になると思います。これは前にお話しをいたしました。総合支所の持つ機能としては、住民の方々がこれまでの各役所の中で足を運んでいるんな手順をされている部分があります。多くの住民の方々が合併したことによって本庁に出向かないと用事が足せないという部分は、これは避けると。多くの住民の方々がそうならなような、今までの、別な言い方をしますと、各役場の中で用事が足りていた部分については、機能として総合支所に残すということで前回の提案時にも説明をさせていただきました。ただ、具体的な人数になりますと、例えば本庁では何人が入るのかという話になりますと、どの部に例えばどの課が必要なのか、それからその課の中にどういう係を置くのか。それによって、そしてその係なり課においてどのような事務をやるのかという極めて具体的な部分が基本になると思います。

ただ今回、前回でもお話し申し上げました。今回提案いたしました調整方針は、具体的にこれからその部分を詰めるための方向をご議論いただくと、ここで確認をしていただくという部分が今回提案した内容であります。今回そういう部分でこういう提案内容でいいだろうということになれば、それに沿った具体的な組織、課なり係までを詰めていくと。ただ、今部会等においては具体的な詰め方をしてはお

りますけれども、ただ、その部分はまだ事務的な部分でありまして、その詰め方の方向をこの協議会の中で方向を出していただいて、その方法に沿った部分で具体的な課なり係を作っていくということになります。

それから、当然全体的な職員の部分であります。これは、これからの建設計画の資料等の中でも説明がなされると思いますけれども、これは類似町村いろいろございます。ただ、他の類似町村を比較した場合、栗原の場合には、人口もさることながら面積が非常に大きいという部分で極めて行政効率、効果が上げにくい部分があります。そういう部分で、ただ単純に例えば隣接市なりそういう協議会と比較をし全体的な職員の部分がどうかという議論だけではできないのかなという感じがいたします。

ただ、これは、いろんな部分の中で、栗原が合併しますと職員数が、ここの資料の中にもありますが、1,317人という部分が今年の10月1日現在の10ヶ町村の職員数であります。この部分から言いますと、大体300人ほどが削減を計画していくというような考えを持っております。そういう中で、これは、段階的に調整をして削減をしていくということを前提にして、やはり新市の組織は、新市移行時については、これは前回の提案時でもお話しをいたしました。すぐに市を立ち上げて望ましい組織体系は難しいだろうと。これは、住民のサービスを低下をさせないという前提の中で、やはり段々に職員を削減していきながら、組織機構も毎年のように見直ししてスリム化をしていくというような組織機構を作らざるを得ないだろうということで、別な言い方からしますと、新市立ち上げ時については、ちょっと見た部分でどちらかというと効率が悪いなというような組織もやはり作らざるを得ないのかなという部分で考えております。ただこれは最終的には今の計画では職員の退職補充を2分の1というような考え方からいいますと、約10年後に300人の職員の削減ができるというような流れがあります。

それから、今の部会の中におきましては、いろんな議論の中で総合支所に残すべき人数等もいろいろ検討はされておりますが、これはまだ検討の段階でありまして、今日の調整方針が確認されれば、より具体的な組織機構の検討に入っていきたいというふうに思います。

**議長** はい、津藤委員。

**津藤國男委員** まず、ほぼ確認はできましたけれども、第36号でしたかね。新市において定員の適正化計画を策定して適正化に努めるというふうなことで前回提案があった訳ですが、確かに職員については、はっきり何名ですよというような形で表せない部分があるんだろうと思うんです。間違いなくスリム化していかなければいけないだろうというふうな考えは事務局の方でも持っておるようですが、10年後に対して300人削減するというふうな形ですと、10年計画でいけば、1,317人ですから1,000人になるという。最終的には新市においてということで説明があったのは689人というような形になりますよというような、そういう話なんです、この本庁方式あるいは分庁方式という、そういう方式によって若干違うんだろうと思うんですが、私は、住民サービスの点からいけば、やはりこの辺が分からない部分は合併時まで調整をする。この合併時まで調整するというような形、ちょっと疑問なんです、要は合併時まで調整するということは、もうその時点で提案されたものはそれで協議会に諮らないでもう終わりですよ。合併時まで執行部の方で決定をされて、それはそのまま進んでいきますよというような、こういう考えではないかなというふう思うんですけれども、その辺をできれば分かる分はできるだけ示していただければいいなというふう

に思うんですが、合併時まで調整するということは、協議会というのはもう終わりなんですよね。したがって、その合併時まで調整した分は協議会に示されないというような、そういう考えなんですけれども、ちょっと私、その辺が腑に落ちない点なんです。一応その辺、できるだけ策定して、決まったのであれば、決めるのであれば、できるだけこういう職員のシミュレーションも出していただければいいなというふうに思っております。このイメージ図だけじゃなくて、10年なら10年の計画、あるいは20年なら20年の計画、出していただきたいなというふうに思うんですが、その辺いかがですか。

**議長** はい、事務局。

**濁沼事務局次長** これは、先ほど言いましたように、組織機構の中で、ここでいろいろご議論いただくのは、これからどのような組織を作っていくのかと。例えば住民の方々が、当然であると言われれば当然なんですけど、非常に利用しやすい組織なり、それからいろんな緊急の災害時に即応できるような組織機構なり、そういう方向性をこの中で議論していただいて、方向を作っていただいて、そこで確認されれば、それに沿うような具体的な組織を作っていくことになるかと思えます。これは、前回は提案時に説明をさせていただきました。

これまで総務部会や幹事会の中で具体的な方向として確認をされている部分は、市長部局についても一度言いますが、部制とするということが一つあります。それから、合併前の10町村全てに総合支所を配するということでもあります。それから、総合支所長は部長職とするということでもあります。それから、総合支所は4課1センター1委員会というようなこと。それから、教育委員会部局については1部とするということ。それから、行政委員会としての人事公平委員会については、事務局を置かず宮城県へ事務委任するということです。それから、消防本部については、部局については、当分の間現行の組織体制でいきますということでもあります。それから、消防部局で消防の業務を所掌させるということ。それから、病院事業につきましては、公営企業法の全部適用を目指しながら、新市において企業管理者を置くことを検討するというのを前回は説明をさせていただきました。こういう内容がこれまでの幹事会なり部会で集約をされてきた方向性であります。

こういう部分で具体的な組織を作っていきますということで、これはこの協議会の中で、例えば係をどういう係を設けて、係にはこれぐらいの人数を置いて、課の数はこれぐらいという部分は議論されるべきものではなくて、やはりどういう組織を作るかという部分、そして具体的な組織の部分については、これはやはり幹事会なり町村長会議等でご議論をしていただくようにご理解をいただければよろしいのかなということで、決して方向性については皆さんでどういう組織を作るかを議論いただいて、それに沿ったような具体的な組織を作っていくということになるかと思えます。

**議長** はい、津藤委員さん、いいですか。はい、じゃ、また関連してあれば、またお伺いします。

はい、遠藤委員。

**遠藤 實委員** 志波姫の遠藤です。

この組織機構のイメージ図、イメージ図ですから、それぞれ見る人によってそれぞれのイメージがわくと思いますが、私の感覚では合併したことによって各町村に総合支所を置くと。さらに上に本庁があると。屋上屋を重ねたような私はイメージでとる訳です。なお、下の総合支所の仕事もそれぞれ住民に密着したサービス体系を継続しますよと。住民サイドからすれば素晴らしいと私は思います。



ただ、一方合併というのは、一つはやはり組織機構を整備して、サービスの範囲は、従来どおりサービスの範囲は枠はありますから、そのサービスの質をなお深く濃くするという、そのためには組織機構が今各町村で1人の職員が二つないし三つ兼務しているのも現実でありますね。大きい町でありますと、一つの仕事を複数担任でやっている。複数担任でやっていけば、異動があっても、あるいは研修会があってもその研修に参加できると。小さい町ですと、1人の職員が二つ三つ兼務していると、ある仕事の研修会があっても、別な仕事が忙しくて行けないということで、サービスの枠はやっていましてけれども、住民に対するサービスの質が問題になると。そういうことからして、やはり合併というのは、そういうスリムな行政体制で、より住民へのサービス内容を濃くするというのが一つ大きな目的である訳ですね。

このイメージ図からしますと、私は、逆に屋上屋を重ねて経常的な経費がそのまま10年間引き継ぐと。であれば、最終的に町民の方が近い距離で用を足せるからそれはいいですよと。しかし、逆に住民の福祉なり社会資本の整備がその部分遅れていると、逆に最終的に損をするのが住民だという私はとり方をしますけれども。私はそういう考えで、これについては今は局長以下次長もいろいろお話しされましたが、今後この組織については具体的には専門部会であり幹事会で検討していきますよということの、今日はその意見の参考意見として聞き置くというようなことですので、私はそういう考えを持っておりますので、皆さんのまた意見も聞きたいです。

**議長** はい、分かりました。屋上屋を重ねないように、できるだけこれらは今後幹事会で検討いたします。

はい、千葉委員。

**千葉伍郎委員** 栗駒の千葉です。何点かお尋ねをします。

まず最初に、資料の1ページの各町村の職員数の関係でございますが、この築館の医療部門は人数として入っていないんですが、これは広域だという意味で入っていないのかどうか。その結果、177というふうになっているのかどうか、いきさつを聞かせて下さい。

それから、ここはイメージとしては分かりました。問題は、このイメージ、あと、今日提案なって、次回審議するでありましょう財政計画の資料を見ますと、新庁舎の建設完成は平成26年となっております。平成26年の完成時におけるイメージは私は分かるんですが、その間の移行措置、これは全くこの中では示されておりません。例えば本庁舎ができて、そこに管理部門が集中をするということになりますればこういうシステムになるのかなというイメージを受けますけれども、その間の関係で二、三お尋ねをいたします。

まず一つは、当面の間、本庁舎が平成26年に完成するまでの間の、恐らく分庁舎方式をとらなくてはならないと思うんです。この分庁舎は一体この際どこに置こうとして、どの部門をどこに置こうとしているのか。まず第1点。

それから、担当部署の所を見てもちょっと分かりかねるんですが、第三セクター7つある訳です。どの第三セクターを見ても余り丈夫なものはいないんですよ。そうしますと、きちっとやはり指導していかなくてはならない訳ですね。そうしますと、その第三セクターの指導をする、いわゆる所属をする管理監督をする部署は一体このイメージではどこなのか。それから、同じ第三セクターではないですが、例えば花山の温湯山荘とか、マインパークとか、こういうものは分離をして、例えば商工観光課と

かという形で分担を、性格的には置かれている状況は経営形態が違いますが、第三セクターのような形をとっている訳ですけれども、この正式な第三セクターとそうでない企業の取扱いはどのような形で取扱おうとしているのか。

それから、平成17年の3月14日をもって10ヶ町村の首長さんは失職をしていく訳です。そこで、失職をした後の当面の首長さん方の活用の仕方というものは全く考えていないのか。これはもう御苦労さんということだけなのか、あるいは参与なりそういう形で一定の期間、合併の経過措置がなるまでは一定の取扱いをするという考えがおりなのかどうか、このところをひとつお聞かせをいただきたい。以上ですね。

**議長** 今千葉委員から4点について質問がありました。このことについて答弁をして下さい。5点か。はい、5点。

**濁沼事務局次長** お答えいたします。

職員数の中に築館の中央病院の職員数の関係であります。これは医療組合の職員ということで、築館の職員数の中には含めておりません。これは、平成15年10月1日現在の各町村の職員ということで掲載してあります。医療組合の職員については、築館の職員数の中に含めておりません。

それから、2つ目であります。この組織のイメージ図は、新庁舎が建設なったときのイメージ図ではなくて、新市移行時、具体的に言いますと来年の3月14日の移行時のイメージ図であります。当然、先ほどお話しありました、こういう組織、非常に人件費等がかさむような組織だという話もあったんですが、これはずっとこの組織で新市の組織を持っていくという部分じゃなくて、これは移行時の組織で、当然、前回もお話したんですが、毎年のようにこの組織を見直しする必要があるだろうと思いません。例えば具体的に係の部分なり、課の部分なり、統廃合も含めてそんな部分が毎年のように必要になってくるだろうと思えます。なぜならば、先ほど言いましたように、退職者を、基本的には退職人数を同数で補充をしないという部分で、考え方から言いますと、2分の1補充ということになりますと、当然組織を見直しも毎年ようになっていくということで、最後に到達するであろう組織は非常にスリム化した部分の組織になっていくだろうというふうに思えます。

それから、分庁舎はどこに置くのかという部分であります。これは、先ほども言いましたように、具体的には、本庁に入る人数は何人で、総合支所に配置する職員は何人かという部分、そしてその本庁舎に入る職員、その人数が例えば本庁に全て入り切れるかという部分、当然入り切れない部分を分庁舎ということになります。でありますから、先ほど言いましたように、この調整組織の作り方の方針をこの中で確認をいただければ、それに沿った内容で具体的な課なり係を詰めていくと。そうしますと、初めて部の総人数、各部の職員数が把握できると。その場合に初めてこの部をどこに分庁舎するのかという話は次の部分だろうと思えます。

それから、第三セクターの関係であります。これは、資料として3ページをご覧いただきたいと思えます。3ページの事務組織のイメージ図の中にありますが、例えば第三セクターに関する部分、一つは企画部、ここの企画部の右欄を見ていただきたいと思えます。下から2つ目になります。第三セクターに関することという部分で、いろんな第三セクターの指導なりそういう部分についてはこの組織の企画部の中で対応していきたいという考え方です。

それから、細倉マインパーク、それから湯湯山荘、これは今の運営方法は直営でやっております。こ

れも、新市に今の形態を引き継ぐという部分で、これは直営施設にありますが、この部分については産業経済部、この中の右欄を見ていただきたいと思います。このイメージ図の中に温湯山荘に関すること、細倉マインパークに関することということで、この直営施設については、産業経済部の中で対応していきたいということで、このような事務分掌にしております。

それから、これは合併時に失職される首長さん方の部分ですが、これは、私どもがお話できる部分ではなくて、やはりこれは新市の新しい市長のもとで検討されるべき話なのかなということで、これは協議会長の方に一つお話をさせていただきたいと思います。

**議長** 町村長の今後のいわゆる取扱いについては、総辞職ですから、その場で終わりということでいかがでしょうね。

はい、再質問。

**千葉伍郎委員** このイメージは、平成17年3月の移行時をイメージしたものだとして、こういう言い方ですが、私は、イメージしたって実現できないんじゃないですか。築館の本庁舎があれ以上広くもできないし、管理部門を含めて当初言われておるような人数が入り切れる訳がないから分庁舎方式というのは出ているんじゃないでしょうか。どうしてもやはり分庁舎問題というのは、どこにどの人数をどう置くかということは、この新庁舎ができるまでの間の過渡的措置としては避けて通れない中身じゃないでしょうかね。それは、今言ったように、これでイメージしろと言われても、イメージできないですねやっぱり。そこはどうしたって避けて通れないんじゃないですか、その分庁舎方式というのは。それはやっぱりこれだけ大事な組織議論をするときに、そのイメージは全く示さないままに、これは今言ったように通り過ぎるんですか、これは。これは違うと思いますね私は。先ほど来言っているように、大筋の組織人数が、こういう全体の数は分かっていますが、どこにどう配置をするかという総枠の人数がおおよそイメージをされないと、この分庁舎方式も何も議論にならないんじゃないでしょうかね。これはいつお示ししていただけるんですか。そうしますと、くどいようですが、この3月14日のイメージとは認識が違うんでないでしょうか。このままで本当にいけるんですか、分庁舎も何も考えないで。私はいけないと思うから、イメージは違うんじゃないですかと、こう言っているんですよ。

それから、資料の1ページの関係で、医療組合の関係だから、これは入っていないのだという意味の答弁に聞こえたんですが、ですから、本当はこの資料の中に広域行政事務組合、それから今言った医療関係、広域で扱っている部分、これも11、12番目に本当は付してもらわなくてはならない。そうしないと、先ほど来言っているように、総体の職員のイメージというものは出てこない。ましてや組織図の中では、例えば広域の部分は恐らく消防のような形で出ておりますね。消防部局という形で出ています。それから、病院の関係については、資料6ページにイメージとして、いみじくも栗原中央病院のこのイメージも、この6ページの組織図の中には出ているではありませんか。そうしますと、やはりこの1ページにおける組織人数の関係については、11番ないし12番という形で数字を出して、総体人数をお互いに把握をするというのは私は当たり前だと思うんですが、その辺はどのように考えられているのでしょうか。

**議長** はい、どうぞ。

**濁沼事務局次長** これは、このイメージ図の部分で、これは2ページからそうでありますけれど

も、本庁と総合支所という出し方をさせていただいております。当然その分け方としますと、基本的には本庁と総合支所の部分があって、本庁の部分で入り切れない部分を、これまでも何回もご説明しているんですが、本来ですと一つの庁舎に入るべき部分が入り切れないという部分で、本庁の機能を初めて分庁すると。この中では、総合支所の機能と、それから本庁の機能をここでイメージ的に分けております。それから、次のページ以降については、具体的に、じゃあ本庁はどういう部を作るのかと。どういう事務をやるのかという部分を一つのイメージで出してあります。別な言い方をしますと、この3ページの部分から言いますと、当然新しい庁舎ができますと、この3ページの部分が全て、3ページの部分が、これが本庁、新しい庁舎に、本来は新しい庁舎でなくてもその本庁に入るべき組織になります。ただ、これが先ほどお話ありましたように全て入り切らないとした場合に、具体的にじゃあこのうちのどの分をどこの総合支所に配置をするのかという部分は、次の部分だろうと思います。

これは、くどいようですが今具体的に、例えば総務部がどれぐらいの課を持って、係を持って、職員数をどれぐらいにするという部分はまだできておりません。これを作るためには、先ほどから言っていますように、この中で組織編成の仕方を、この提案しました内容でよろしいのか、そうじゃなくて、もっと別な項目を入れて組織編成を考えるべきなのかをここで議論いただいて、もしこれでいいとなれば、こういう前提で組織を具体的に作っていくということになります。

ただ、その本庁、築館に入り切れるのかというお話もありました。これは考え方がいろいろとあるかと思えます。例えば今の築館の庁舎の中に全て総合支所をあそこに残して、その上の本庁機能を足すのか、それから、考え方によっては今の築館の、これは考え方の話であります。例えば今の築館の庁舎に本庁が丸々入ると。そしてその築館の総合支所機能を今の庁舎でない、例えばふるさとセンターなり、そういう部分に総合支所機能をそこに持たせると。いろんな考え方が出てくると思います。それによって本庁機能が今の築館の庁舎に入り切れるのかどうか、そんな議論がこれからしていかなければならないだろうと。ただ、その議論をするための一つの組織編成の考え方を、くどいようですが、ここで方向付けをさせていただきたいということでもあります。以上です。

**議長** はい、どうぞ。はい、千葉委員。

**千葉伍郎委員** いや、その言っていることはもう分かるんです。分かるけれども、例えば築館の本庁舎には管理部門を入れますよ。そして、例えば議会の事務局を、これは分ける訳にいかない訳ですから、築館の本庁に置きますと。そうしますと、今度は総務部で言えば、この項目を見ますと21項目ある訳ですね。全部入れてしまえば何ぼになるんだか分かりませんが、入り切れない部分といって、必ずしも本庁に置かなくて、一時的に隣の町や隣の隣の町に置くということが可能だという担当部門は、そういう形で置くのがいわゆる分庁舎だと思っているんですよね。どうしても築館の本庁で、縦横の連絡がいくということになれば、この総務部の中でも、財政とか企画だとか密接不可分の部分については、もう1ヶ所に入れてもらわなければ困るんだと、こういう立場に立てば、付随する部門については、施設が一定程度の条件を満たすまでは分庁方式もやむを得ずというような状況の中で、新庁舎の建設委員会の中でもそうしたイメージが作られた訳ですね。

それが、全然数も出さない。だって、築館の本庁舎にどこまでだったら入れるというのはもう大体つかんでいるんじゃないですか。そうしますと、もう機械的には一体どの部門とどの部門はもうどうした

って置かなくてはならないという関係はもうそれこそイメージできていなければならないんじゃないですか。これは、例えば今日分かりましたと言ったら、後は全部あれですか、どなたにご一任するんですか、これ。これは聞かれたって、明日に私の方で特別委員会やったって、聞かれたって分かりませんよ全然。こんなイメージでは持ち帰られませんよ。人の数はまず別にして、今言ったように箱物が決まっているんですから、築館の本庁舎に対しては、それを拡充するというんだらば話は別ですよ。ですから、ここは、3月14日のイメージではないんじゃないですかとこう言っているんですよ。それには分庁舎方式とかそういうものが当然付随してくるものじゃないですか。

私が冒頭言ったように、このイメージはまさに新庁舎ができて、理想に限りなく近いイメージではないですか。数字も出さない。イメージもこれ以上出さないということで、これを今日承認してけるということになるんですか。ちょっと余りにもこの辺は強引過ぎませんか。もう一回答弁下さい。

**議長** 今分庁方式でいろいろと論議されておりますが、確かにこれを、本庁舎ができるまでの間、築館の庁舎を市役所とするということだけは決めておりますが、確かに築館町の庁舎にこの本庁分が全部入るという訳ではないと思います。しからば分庁をいかにするかということについて、これは今後検討していかなければならないものであろうと思いますし、なおいろいろと今日まで幹事会などでも議論をしたのかどうか、我々町村長会議にもまだ報告がありませんが、今まで議論をした過程だけは話せると思いますので、その過程を分かる範囲内で、議論範囲内で、ここで事務局の方からお話をさせて参りたいと思いますので、ひとつお聞き取り下さい。はい。

**濁沼事務局次長** 結論から言いますと、本庁部門には全て入り切らないというのが事実であります。これは、何庁かに分庁せざるを得ないというのも現実であります。具体的にどのこの庁舎にどの部分を配置をするかという部分、それをはっきりさせるために今総務部会の中において、例えば総務部を、くどいようですが、どういう課を置き、どういう係を置いて、全体的にその部の人数をどれぐらいにするのか、その部分を今いろいろ検討中であります。それを初めて出来た時に、今度は例えばどここの庁舎にこれぐらいの部の職員が入り切れるかと、入れるかという部分を含めて、今度はどの庁舎にどの部を配置をするのかという部分が出てくると思います。

それから、それ以外の部分で議論されている部分についてはです。ただ関係する部を分庁するのではなくて、やはりいろんな理由付け、どうしてこの総合支所にこの部を配置をするか、それから、あそこの庁舎にどうしてこの部を分庁するかというような理由付けも必要だろうと思います。そういう部分で今部会も含めて事務局でもいろいろ検討して作業を進めております。

ただ、これは、基本になるのはどこまでも、先にどの部をどこに置かじゃなくて、部をどういう課なり係の中で全体人数を置くのかと、それが先に出てくる部分だと思います。その部分でそれを受けられる庁舎、分庁されても、その分庁される組織人数を受けられる庁舎ということと、それからいろんな交通の便なり、それからいろんな部分でまた検討されると思いますが、ただ、結論的には、やはり分庁を何町かの庁舎に組織を分庁しないと本庁機能を確保できないという部分があります。

**議長** はい、もう一回。

**千葉伍郎委員** どうもやはりかみ合わないところがちょっとだけありますね。そうしますと、もっと今の段階では分かりやすく言えば、分庁舎を含めた扱いについては公表できないということですか。

**議長** いや、公表よりも、まだその辺までいっていない。

**千葉伍郎委員** だから、いっていないということですね。そうすると、この組織、この事務組織及び機構の取扱いについては、職員の配置を含めた組織図がまだできていないというふうに理解をしろというんですか、そうすると。

そうしますと、議案の出ず時期が早過ぎませんか。私はそう見ますね。3月14日のイメージだと言っているんですから、3月14日のイメージにはそぐわないんじゃないですか、これは。どう考えたって。平成26年の新庁舎が仕上がった時のイメージだということなら、はあ、そうすかということになるけれども。この間は人は動くんですから、動いたって構わないと思う。例えば分庁舎がなって、17年は30人いたけれども、人の動きによっては、次の年では20人になるか、10人になるかということもあり得ると思うですね、職員の異動によっては。あるいは退職時の補充の仕方によっては、あり得ると思うんですよ。それにしても、3月14日をもって新市に立ち上がっていくときの組織イメージとは、私は、かけ離れた中身じゃないですか。現実問題分庁舎というのは、どんな理屈を語ったって今の段階では新庁舎がないんですから、どうしたってそこは分庁舎に、数は別にして頼らざるを得ないんじゃないですか。これを出さないで、今日58号を承認して下さいと言うんですか。これはちょっと、余りにも拙速過ぎるんじゃないですか。先を急ぎ過ぎるんでないですか。

**議長** ちょっと待って下さい。

千葉委員の今の言うこと、よく分かります。まずもって、今事務局の方で、またこれ、町村長会議で話し合いをして、まずもってこのようなイメージ組織でいいのかどうかということなんですよ。そして、この本庁舎分は、やはりこれは分庁しなければならぬということは今事務局も認めております。それで、その分庁する分については、これからやはり検討していくということでございます。確かに分庁をどこにするか、その場所はまだ決めていないようですので、それはまあこれからいろいろと時間がかかるんだと思いますが、その分については、どれとどれの分をどこの庁舎に入れるというふうなことについては、なおまた幹事会なり等で検討し、我々町村長会議にもかけられて、そのような分庁方式によろしいということになれば、再度協議会の皆様方に、出てきた結論を再度お諮りを申し上げます。そのときには、人員の分も出てくるだろうし、各支所に配置する人員等も恐らくはこのイメージの中で分かってくるのでないのかなと思いますので、ひとつその辺で皆さん、千葉委員、ご了承できませんか。はい。

**千葉伍郎委員** そうであれば百歩譲って、今日この時点で会長にお譲りすることにしても、そうしますと、示す時期ぐらいは、いつ頃までという、これを示していただかないと、空に鉄砲ぶったような話になりますからね。

**議長** はい、じゃ、事務局から答弁させます。

**濁沼事務局次長** これは、先ほどもお話をさせていただきました。この協議会の中で、ちょっと考え方の開きがあるのかなと思うんですが、皆さん方に具体的な係なり課の名称なり、それから課の人数なり、係の人数なりをこの協議会で皆さん方にご議論いただくのかなという部分は非常に事務局としては疑問を持っております。これは、ここに出しておりますが、事務組織機構の取扱い、どのような組織を基本として作っていくのかという基本的な考え方をこの中でご議論いただいて、方向付けをしていただきたいと思います。それに沿って具体的に組織を事務的に作っていきますという部分になります。

でありますから、これはあくまでイメージ図はイメージ図であって、これは現組織ではないということで、あえてここに部名は入れましたけれども、課名なり係名は入っておりません。この部の中でこんな部分を事務を所掌しますという部分にしております。これは、皆さん方に、いや、この課の名称はだめ、この係はだめという部分は、これは当然組織の条例に絡んでくる部分があります。これは、この協議会の中で具体的に議論をし、そうであるそうでないという部分ではなかるうかなというような感じを持っております。

ただ、具体的な作業の部分ですが、ここで方向付けを確認示していただければ、これは例規関係に絡んできますから、これは、これから総務部会の中で余り期間を入れない中で何回も何回も議論をして、方向、組織を具体的に作っていくということになるかと思えます。くどいようですが、この協議会の中で具体的な係なり課名なりをご議論いただいてきちっと決めるという部分ではなかるうかというふうに考えております。

**議長** まず休憩します。

午後4時43分 休憩

午後4時51分 再開

**議長** それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

事務局の方から答弁をさせます。

**濁沼事務局次長** 具体的な分庁機能をどの庁舎に分庁するかという部分については、総務部会の中でこれから協議を早く、早くというか、いろいろ重ねながら、遅くとも6月末頃までにはきちっとお示しをしたいと思います。

**議長** 6月までに、末ということになりましたが、できるだけ早く、会長としては事務局の方に急いで検討させまして、できるだけ早く6月中の早い時期に協議会の方に提案をするということでしょうか。よろしゅうございますか。

はい、ありがとうございます。

その他ございませんか。はい、佐藤委員。

**佐藤幸生委員** 組織のイメージ図についてお伺いしたいんですが、本庁の分についてはよろしいんですが、総合支所について、各課設置されておりますが、ここにヘッドがないんですね。ですから、何か末端の自治組織を大切にしますよと言いながら、ヘッドがないということで、何か総合支所についてはパイロットのいない飛行機のような感じに見受けられるんですが、支所長の位置付けというものはないのかどうか。支所長の扱いですね。その支所長の扱いについてはどのようにされるのか。それから、支所長についての職務権限といいますか、所掌事務といいますか、そういうことについてのご説明をいただきたいと思えます。

それからもう1点は、この福祉事務所、福祉行政関連についてでございますが、合併に当たって、合併特例に基づき4万人規定をクリアした場合には、独自で福祉事務所を設置することができるという謳われておった訳でございますが、独自で福祉事務所を設置するという点についてはどうなっているのかということ。この組織図の中で関連させることができるということであれば、ご説明頂戴いたしたいと思

います。

それから、もう1点は、先ほどご承認いただいた件でございますが、地域審議会に関する所掌事務、え、所掌……、(「いや、いいです。どうぞ」の声あり)それについて、総合支所に庶務事務を所掌させるということの説明、承認なった訳でございますが、重要な地域審議会ということからして、やはり私は所掌事務は総合支所にやることにしても、企画部にあってもよろしいのではないかと。企画部の中の本庁においてやはり所掌をして、市長に答申をするというような事務組織が必要ではないかなと思っておりますが、その点について、3点についてお願いします。

**議長** はい、分かりました。3点について答弁して下さい。

**濁沼事務局次長** 3ページの資料を見ていただきたいんですが、あえて総合支所、これはイメージ図の中に総務部の下と企画部の間に位置付けをしてあります。これは、総合支所長の、四つの総合支所の組織の中には当然総合支所長を置きます。これは、先ほど説明の中で総務部会、幹事会で方向付けされたという部分で、あえて総合支所長は部長職とするということで、そのような位置付け、当然部長職でありますから、そのような権限を持つものになると思います。

それから福祉事務所の関係ですが、この組織図から言いますと、保健福祉部の中に福祉事務所の取扱いの部分と置く。ただ、具体的にこの保健福祉部の業務の中のどれぐらいの部分福祉事務所の中で所掌するかという部分については、今県の保健福祉事務所といろいろ協議を重ねております。

それから、地域審議会の部分ですが、決してそれは、各地域に係わる部分は総合支所に置きたいということで先ほどお話ししました。総合支所に置いたからといって、決して新しい市長の下にいろんな課題等が届かないという部分じゃなくて、先ほど言いましたように、総合支所長は部長職ということでありますから、決してそのような懸念は出てこないものと思います。以上です。

**議長** はい、佐藤委員、よろしゅうございますか。

はい、それでは、一迫の佐藤委員。

**佐藤重美委員** 一迫の佐藤でございます。

本庁事務組織のイメージ図の案の中で、産業経済部とございます。実は、私どもの特別委員会の中で、いわゆる私どものこの栗原地方は、基幹産業としてこれは農業であると、そういう位置付けをした場合に、今後こうした農業を維持発展させるためには、農林関係を一つの部としてこれから産業を発展させる上でもそうしたことが必要ではないかと、そういうご意見が出た訳でございますけれども、これらについてどんなふうに考えているのか。うちの方からは、是非いわゆる農林関係を一つの部として立ち上げて欲しいと、こういう強い要望がある訳でございますが、これについてご意見を頂戴したいと思います。

**議長** はい、その点はどうなっていますか。事務局、答弁できますか。はい。

**濁沼事務局次長** これは、産業経済部の中で極めて大事な部分だろうと思います。これは、産業経済部の中にどれぐらいの課を置くかという部分も出てきます。これは、当然栗原の場合には米作、稲作が中心産業という部分です。これは、産業経済部の中では極めて大きなウエートの中で課なりそういう部分が位置付けされてくるだろうと思います。以上です。

**議長** 部を設置するのか、産業経済部の中にまた一つ他の部局と別な機関を設けて農業振興の部を設けるか。これは、今佐藤委員のご意見をよく検討させていきたいと思いますが、いかがでしょう



か。はい。

**佐藤重美委員** 今後一つの大きな検討課題としてひとつお願いをしたいと、そんなふうにする訳でございます。と言いますのは、ただ今、一次産業といいますと、本当に衰退していく一方のそうした産業というように見られがちでございますけれども、やり方によっては、まだまだ伸びる可能性は十分秘めている訳ですね。そうした意味からも、いわゆる栗原の農業というのをやはりこれ以上もっともっと発展させていくという、そうした気構えの中で、一つの部なり、あるいは相当強力なそうした組織を持っていくことがより大切だろうと、そんなふうにする訳でございますので、ひとつその辺は今後ともよろしくご配慮をお願いしたいと、そんなふうに思います。以上でございます。

**議長** はい、分かりました。その点については今後検討させます。いいですか、事務局ね。検討して下さいよ。

その他ございませんか。なければ……、はい、伊藤委員。

**伊藤竹志委員** 鶯沢の伊藤です。

さっきの分庁方式はよく分ったんですが、私、まだじっくり来ないのは、まだあるんです。人数の問題なんです。先ほどのやはり説明ですと、築館に何人入るか分からないと。余った分がどっちだこっちだという話ちょっとあったんですけども、住民の関心事は、役場には何人の人が残るんだと。これがすごい大きな関心事なんです。それで、ここの提案の中にも、災害時や緊急時に即応できる組織と。これ、具体的に人数って出てくると思うんですね。住民の方からは、じゃあ何ほ要るんだと。それがこの提案だと、やはり説明つかないというのがやっぱり今心の中に残っているんです。これがまず第1点です。

それから、もう一つ、総合支所の中で、税金を取るところ、住民票を出すところ、いろいろあると思うんですけども、これが所長さんが管理するんだというようなお話今、総合支所長さんが見るんだというお話あったんですが、しかし、税金を取る方は税務課に所属するんじゃないかなと。住民票を出す人は住民課に所属するんじゃないのかなという、そういう縦割りの組織はどういうふうになるのかなというのが一つ疑問にまず思ったんです。

それから、本庁の中に全体の税金を管理する税務課みたいな組織がないのは、これはなぜだろうか。あと、住民課というのは、住民課とか、市民生活課とかになっていきますけれども、住民票を出すだけでなく、他にもいろんな仕事があって、全体を見る仕事もすると思うんですが、本庁にそういう部署がないのはなぜかなと。そういうような疑問もあって、これを出されて、あとおれたちに任せると言われても任せられないというのが率直なところなんです、いかがでしょうか。

**議長** はい、分りますか。今の質問に対して、答弁して下さい。

**鈴木事務局長** 先ほどからお話ししているのは、今回はお示ししている基本方針をご確認いただいて、それに基づいて今後部会、それから幹事会等で検討し、6月まで分庁を示すといことは、ある意味では大枠的な部分まで示せるのかなというふうには考えています。

ただ、そういうことで、例えばその地域の総合支所におよそ何人残るのか。それはその地域の住民にとっては一番大きな関心事だろうというのは伊藤さんのご意見も分ります。そういった意味で、当然分庁を示すことによって総合支所の相対的な考え方なども併せてお示しできるのかなというふうにご考えてございます。

それから、総合支所の中での役割、それから本庁での役割の中で、例えば今税のお話が出ましたけれども、本庁の部分の中では、総務部の中で、これは一つの事務分掌のイメージとして捉えていただければというので思うんですが、総務部の右の欄の升の下から3段目ですか、例えば税の賦課徴収、収納に関することという部分も総務部の中で所掌していきますよということでございます。例えばあとは新市全体の部分はどうなんだということになりますと、例えば市の基本計画に関することを策定する企画部の部分に所掌されるのかなというふうに思います。伊藤さんのご質問に全てにお答えできたかどうか分かりませんが、ご理解いただきたいというふうに思います。

**議長** よろしゅうございますか。はい、伊藤さん。

**伊藤竹志委員** よろしいですか。（「はい、どうぞ」の声あり）

ということは、まだその辺ははっきりしていないということだと思っておりますけれども、非常にやはり不安になってしまうんですね。それで、どういうふうに今後、今もう先ほど日程も示されてそれでもう3月14日、来年はもう合併にいくというこの時期に当たって、果たして、果たして組織はでき上がるのかなと、そのような状態です、ちょっとそういう感じを受けるのは私だけではないんじゃないかという気はするんですけれども、その辺いかがでしょうか。

**議長** はい。

**濁沼事務局次長** これは、前回にもお話ししたかと思っておりますが、例えばこれまで総務部会の中で、各町村にその町村として考える、総合支所として考えられる、置きたい機能、それから人数どれぐらいかということをお各町村に照会をしております。その数字も出ておりますし、その内容から言いますと、各町村は約今の人数の6割前後の部分を総合支所に残したいというような各町村のお考えのようでございます。ただ、その考え方についても、これは一つの基準の中で統一した部分ではありませんから、ただ、各町村が今考えている、総合支所として残すべき、残して欲しいという部分の人数から言いますと、大体6割前後が総合支所として残してくれというような考え方の方であります。

この考え方は、10ヶ町村の考え方の中でも大きく違っておりませんので、これははっきり言えませんが、町村の思いとしてはそれぐらいの人数を総合支所に残したいというようなことでありますから、その辺一つのこれからの総合支所の人数的な部分の基準なり考え方になってくるのかなという感じがいたします。

**議長** はい、よろしゅうございますか、伊藤委員。はい、ご了承下さい。

その他ございませんか。よろしゅうございますか。はい。

それでは、いろいろこのことについては今後取り急ぎ協議会でお示ししなければならない宿題も預かってまいりました。このことについては、会長としても事務局を督励しながら、できるだけ早く、今まで審議の際にご意見を承ったものをいかにこのイメージに入れ、なおかつまた分庁方式をどこにするか、こういう点についてはできるだけ早く、そしてまた、各支所ごとの人員等についても、できるだけ分かりやすく配置をしたものを提示するというところで行って参りたいと思います。

そういうものを、この協議第58号については、これを附帯として原案を了承するというふうな方向で進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、今私が申し上げたことを、附帯決議という訳ではありませんが、附帯条件として、事務組織及び機構の取扱いについては原案を了承するというところで決定してよろしゅうございますね。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、以上のとおり決定させて下さい。

それでは、以上で協議事項が終わりました。これからが大分時間がかかりますので、ひとつご了承下さい。

## 7. 提案事項

協議第59号 新市建設計画(第6章 財政計画)について

協議第60号 新市建設計画(第1章 序論~第5章 公共的施設の適正配置と整備)  
について

議長 提案事項でございます。

協議第59号 新市建設計画(第6章 財政計画)について、それから協議第60号 新市建設計画(第1章 序論~第5章 公共的施設の適正配置と整備)についてということでございますが、この60号は、今まで審議して参りました1章から5章まで、これを一つの冊子にして後でお示ししますというふうなことでまとめてお示しをしますというふうなことで、これは1章から5章まで協議が終わりましたので、1冊の冊子としてお示しをするというふうなことでございます。

まずもって、協議第59号と60号、今私が申し上げたものを含めて一括議題にして提案内容を説明して参りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

議長 はい、それでは、一括議題にします。

それでは、59号、60号、事務局の方から説明をいたさせます。

二階堂事務局次長 それでは、協議第59号についてご説明をいたします。

協議第59号

新市建設計画(第6章 財政計画)について

新市建設計画(第6章 財政計画)について、次のとおり提案する。

平成16年3月25日

栗原地域合併協議会

会長 菅原郁夫

それで、めくっていただきまして、ページ数が56ページとありますが、第6章の財政計画についてをご説明をさせていただきます。

皆様方にお渡しをしています資料の中で、多分次のところにあると思いますが、財政計画の説明ということで、A4版2枚、3ページにわたって資料を添付をしてございますが、これに基づきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

で、56ページの前文の部分でございます。これは、新市の財政計画を作成するのに考え方ということとです。

まず一つは、新市の財政計画は、平成17年から26年度の10年間の普通会計の計画でございます。これを作成するに当たりましては、10町村の普通会計に広域行政事務組合と衛生処理組合の会計、これを加えて推計をしておるものでございます。

計画の策定に当たっての条件というところですが、この推計につきましては、平成11年から14年度、これまでの決算額や平成15年度の決算見込み額、これらを基にいたしまして、平成16年度をまず一度見込んで推計をしております。さらに、そこから現在の税財政制度をもとに10年間の数値を推計をしたというものでございます。その推計をするに当たっての歳入・歳出における項目ごとの前提条件、これが56ページから58ページということでお示しをしております。

詳細については「資料1」のとおりですが、資料についてはまた後ほどご説明をしたいと思います。

56ページの下の方に歳入・歳出の主な前提条件ということでありまして、初めに歳入の地方税をご説明したいと思います。

地方税につきましては、個人市民税において均等割2,500円、年額2,500円、これを適用いたしまして、合併初年度には約1,300万円を見込んでございます。その後は、人口の推移なり経済情勢、こういったものを考慮いたしまして、年々減額をさせた推計ということになってございます。

その次に、地方交付税でございますが、合併算定替え措置を見込んでおりますけれども、毎年度この制度の見直しが行われるということになってございますので、これらを考慮いたしまして、年々減額させた推計ということになってございます。

特に普通交付税におきましては、三位一体の改革が推進されている中で、総額を削減しようとする動きが明確化されてきておりますので、年々厳しさが増していくということが予想される訳です。現時点ではこの普通交付税の将来の姿というのは全く不透明な状況でございますが、とりわけ平成16年度の地方財政計画の中でも示されておりますけれども、地方自治体にとっては平成15年度比でマイナス6.5%ということで大変厳しい状況に置かれております。

また、財源の不足に対処するための投資的経費以外の経費にも充てることというふうにされております臨時財政対策債、これは平成15年度に比べましてマイナス28.6%という非常に厳しい平成16年度の地方財政計画ということになっておりますので、これらを16年度を推計するに当たりましては、この厳しい条件等も反映をさせて推計をしたというところでございます。

次が地方債でございます。地方債につきましては、57ページの6番でございますけれども、新市建設計画の10年間の主要事業計画に係る合併特例債、これを約265億円見込んでございます。この265億円といいますのは、合併の際の発行可能額が500億円ということございましたので、これと比較しますと、全体の53%を見込んだという計画でございます。さらに、地域振興のための特例債の基金造成38億円、これは満額見込んでおります。合わせまして合併特例債は約303億円を見込んだという計画になってございます。その他に、過疎対策債など通常の地方債がある訳ですが、これは約155億円を見込みまして、合わせますと10年間の地方債総額は458億円ということで計画を立ててございます。

なお、この将来の地方債の残高の推移予想、これは、普通交付税の激変緩和措置が終わります平成31年度に終わる訳ですが、その翌年度までのこの推移ということで、「資料2」の方に添付してございますが、これも後でご説明をしていきたいと思っております。

その次、歳出の人員費でございますが、まず一般職につきましては、新市での事務事業に応じた定員管理計画の中で職員数の削減ということに取り組みられていくことになる訳でございますけれども、財政計画では、定年予定退職者数の補充を2分の1に抑制するという事で削減額を見込んで推計をしております。

その次に、特別職については協定項目の中でこれまで確認されてきました確認事項に基づきまして、議員数や各委員会の委員数、これを反映をさせて推計をしているという所でございます。

その次、公債費でございますけれども、公債費の考え方は、平成16年までの各町村の償還予定額、これを合計いたしまして、さらに新市での建設事業で起債を起こします地方債、この償還見込み額を加えて推計をしているという考え方でございます。

積立金でございますが、これは、財政調整基金、各町村6%というようなことで前にもお話があった訳ですけれども、その他にも基金がある訳ですが、こういった基金、各町村でも持ち寄る基金の他に、先ほど申し上げましたが、合併初年度に合併特例債の基金造成38億円、これを見込んで推計をしたというものでございます。

投資的経費でございますが、新市における普通建設事業費で、合併後10年間で約745億円を見込んだ推計ということになってございます。

このような考え方をもとにして作成をしたのが前期・後期の財政計画でありまして、その数値の推移は59ページ、60ページという状況になってございます。

この詳細については、「資料2」の方でまたご説明をしたいと思います。

このようにして財政シミュレーション、財政計画を作成をしてきた訳ですが、ここになお書きとして今後の考え方を示しておりますけれども、将来的にもこの地方財政計画の見直し、不透明なところがある訳ですけれども、現時点で作成したこの財政計画、やはりこれからの国の考え等において大幅な見直しが行われる可能性があるということは留意しなければならないというふうに考えますし、合併後にあっても、毎年度この財政計画の見直しをしていかなければならないというふうに考えるところでございます。

なお、61ページ以降につきましては、財政の関連用語ということで説明を載せてございますので、ご覧をいただきたいというふうに思います。

それでは、資料1についてご説明をいたします。

これは、先ほども申し上げましたがいわゆる推計手法でございまして、ここは推計手法の左側が推進協議会の際の推計の考え方です。今回は、その右側に新市財政計画の推計ということで比較するような形で示してございます。新市財政計画の推計の方にアンダーラインがありますけれども、ここが推進協議会の際の手法と違うところということでまとめておりますので、ご覧をいただきたいというふうに思います。

次、資料2でございます。

先ほども申し上げましたが、平成11年の決算から14年の決算、15年の見込みという数値を基にいたしまして基礎額の一つ見込んでおります。そして、そこからいろいろな条件のもとに16年度の推計をいたしまして、そこからさらに平成17年から10年目の平成26年までの推計をしたというものでございます。なお、一番右端には17年から26年の合計ということで記載をしております。

歳入のうち地方債の欄を、11番目の地方債の欄をご覧いただきたいんですが、先ほど申し上げましたが、合併特例債の欄がございます。一番右側にいきますと302億9,770万と。先ほど申し上げました約303億円ということで見込んでいるというものでございます。

その下、歳出でございますが、10のところは投資的経費ということでございますが、普通建設事業のうちの新市建設計画事業、これにつきましては、新市のまちづくりのために取り組むべき事業ということで、10年間で約374億円、右側の方になりますけれども、ハード部分で373億7,800万、これを見込んだというものでございます。

具体的には、またこの資料の後ろの方で説明をしていきたいと思っております。

その次に、下にあります通常事業の欄でございますけれども、この推計につきましては、歳入歳出における推計時の調整結果、いわゆる歳入マイナス歳出ということですが、それでその事業費枠を算出して推計をしたと。合併後10年間でこの通常事業費の総額約282億円ということで見込んでいるというものでございます。よって、この額の範囲内で現在各町村が実施しており、新市に継続しなければならない事業を初めといたしまして、新市の総合計画なり過疎地域自立促進計画、こういった事業が行われていくということになるかと思っております。

なお、この通常事業費の具体的な計画につきましては、合併後に新市が過疎地域に指定されるということから、合併後の平成17年度の早い時期に新市の議会議決を受けて過疎地域自立促進計画を作成することになる訳でございますが、その素案作成、これは16年度の早い時期から着手をするというような予定になっているということでございます。

さらに、その通常事業の下に国営かんがい排水事業負担金ということでございますけれども、これは、栗原地域の農業振興のために、これまで複数町が関わって行ってきました国営かんがい排水事業、これは公益的な事業だということから、通常事業とは区分をいたしまして事業負担金の推移を表しているというものでございます。合併後10年間で約89億円を見込んでいるというものでございます。

1ページ一番下の方に、財政調整基金残高という欄がございますが、これは、先ほども申し上げました6%の財政調整基金の持ち寄り、それによりまして平成17年度におきましては約16億円という財政調整基金残高になる訳ですが、いろいろ事業等を行ってまいりまして、平成26年、10年目には13億1,400万という財政調整基金残高ということで推計をしてございます。一番下にございますけれども、平成17年は6.0%、これは、標準財政規模に対します財政調整基金の割合ということで6.0%です。平成26年度には5.4%になるというような予測をしているということでございます。

それでは、2ページをお開きいただきたいと思っております。

2ページにつきましては、平成14年度の決算によりまして各町村の財政指標をまとめたものでございます。いわゆる合併前の各町村の財政指標ということで添付をしてございますので、ご覧いただきたいと思っております。

資料の3ページ、4ページが、今度は合併してからの新市の財政状況ということで資料を載せてございます。新市の財政指標といたしまして、標準財政規模の推移なり、一般財源比率、義務的経費比率等々をここに説明とその計算式、そして推計の見通しということで記載をしてございますので、ご覧いただきたいと思っております。

4ページをお開きいただきたいと思います。

4ページの一番下に四つの比率グラフがある訳ですが、この各比率が健全エリアから危険エリアというふうに見る見方がある訳ですけれども、合併した新市がどの位置になるかを表したものでございます。例えば公債費負担比率では20%以上の危険エリアということで、この白い両矢印の部分で10年間推移するというようなふうに見ていただきたいと思います。それぞれ地方債現在高比率なり、積立金現在高比率、この矢印の中で推移をしていくというようなことでございます。

次が、5ページをご覧くださいと思います。

これは、先ほど申し上げましたが、地方債残高の推移でございます。上に表がございしますが、平成17年の地方債残高が541億7,000万円ということでございますけれども、これが平成26年、10年目には476億6,000万円。さらにその後ですが、その後については、投資的経費、地方債の借入額、これをそれぞれ50億、26億8,000万と固定をして推計をした場合ということですが、15年目には403億。普通交付税の激変緩和措置が終わった平成32年には390億7,000万というふうになるというものです。

下のグラフはそれを表したものですが、この地方債残高の推移はこの棒グラフでご覧をいただきたいと思いますというふうに思います。この棒グラフ……、済みません、折れ線グラフでございます。折れ線グラフで25年と26年、一度上がっておる訳ですけれども、これも後ほど説明いたしますが、庁舎建設費をここで見込んだというものでございます。その後、16年目まではこのように右下がりでも推移していただくということで推計をしたというものでございます。

次が、6ページ、7ページでございますが、これは新市建設計画事業の主要事業に係る具体施策に係る事業計画の総括表でございます。新市のまちづくりのために取り組むべき事業ということで、地域活性化や産業の振興に資する事業、また、新市の一体感を高める事業、地域全体のレベルアップにつながる事業などについて、普通会計分についてまとめたものでございます。項目、事業概要、年度ごとの計画事業費ということで表してございますが、この1、2、3のこのつくりでございます。これは、建設計画の第4章の項目に合わせて整理をしたものでございまして、7ページにわたりまして10項目に分類をしまとめた総括表というものでございます。

7ページの19番目に庁舎等の機能充実というところがございします。これにつきましては、これまでの協議会で確認をされてきたところですが、いわゆる新庁舎の位置の協議の際に、10年を目途に新市において庁舎の建設及び位置について検討するというようなことで確認をされてきておるところでございますが、よって、この10年間の財政計画に盛り込むべきかどうか、これにつきまして、部会や幹事会、町村長会議でも協議をしてきたところでございますが、もしこの10年以内に建設をするというふうになった場合は、合併特例債を使って新庁舎を建設することになるというふうに考えられます。この場合、もしこの建設計画なり財政計画に盛り込んでいない場合は、新市において建設計画の変更手続をしなければならないということになります。しかし、全国的に合併議論が進められておりまして、合併特例債の起債、これもかなり多くなるというふうに予想される中で、依然として国の財政状況が厳しい中で、建設計画の変更なり合併特例債の追加、これが認められるかどうか不安なところがあるというようなことを考えまして、新庁舎を建設するかしないか決定されていない現段階におきまして、合併特例債の対象期限内であります10年を目途に検討するということから、建設計画には最初が

ら入れておいた方がいいのではないかということになりまして、今回ここに平成25年、26年の建設ということで計画をしておるといふものです。財政計画にこの庁舎建設費を見込んでおっても、例えばもし建設しないということになれば、その分をほかの事業に充てることもできたり、また、より安定した財政運営ができるというふうになるものというふうには考えられると思います。このようなことから、新庁舎の建設分を財政計画に盛り込んだといふものでございます。

資料2の8ページについてご説明をいたします。

8ページにつきましては、新市建設計画の主要事業の中で、その他会計になるものということでもとめたものです。その他会計といえますのは、公営企業会計事業なり、例えば土地開発公社が行うもの、区画整理組合が行うもの、民間事業者の活力を活用して行っていくべきものというようなことでとめたものでございます。1から5までの項目がございますけれども、普通会計と今回の財政計画との関わりでございますが、この計画の中では、繰出金や補助費の項目でこの新市負担分は見ているというものでございます。これが新市の事業の総括表といふものでございます。

次に、資料3をご覧いただきたいと思っております。

資料3の主要事業と将来イメージの整合性の確認ということでございますけれども、主要事業につきましては、新市発展のために取り組むべき事業として新市全域で実施する事業なり、全体のレベルアップにつながるための事業などを基本的な理念としながら検討してきた訳ですが、まちづくり検討委員会、住民ワークショップでの意見もありましたし、まちづくり住民意向調査の結果、さらにはこれまで協議いただきました建設計画の第3章、第4章、こういったものがある訳ですが、それらの整合性を考慮しながら検討してきたということで、その19の項目について整合性についてとめたのが資料3ということでございますので、ご覧いただきたいというふうに思っております。

その次に、資料4でございます。

先ほど資料2の6ページ、7ページ、8ページまでご説明いたしまして主要事業の総括の説明をいたしました。この資料4につきましては、それらの事業の内訳といたしまして、項目ごと、事業ごと、さらにはその予定地区ごとに計画年度と計画事業費を表した資料ということで添付をさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思っております。なお、後ろの方につきましては、その他の分ということで、またこれも別にまとめておりますので、ご覧いただきたいというふうに思っております。

以上が財政計画の提案に当たっての説明でございます。

それでは続いて協議第60号についてご説明をいたします。

これは、先ほど会長からお話ありましたように、新市建設計画の第1章から第5章まではこれまで各章ごとに協議をいただいてきた訳でございますけれども、これまでの協議の中で、この新市建設計画について、各章を通じて協議する場を設けて欲しいというようなご意見がありました。そういったことから、本日この建設計画の最後の章になります第6章財政計画を提案させていただきましたので、併せて全体を通して確認をしていただくということで協議60号として提案をするものでございます。

この1冊にまとめました資料につきましては、これまで各章ごとに協議をいただいたもの、さらには訂正箇所があった訳ですが、それらも訂正をいたしまして一つにまとめたということでご配付をしておりますので、ご覧いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。



**議長** はい、ただ今、59号と60号について説明いたしました。

これは、今後の質疑は次回の7日の協議会でいろいろとご審議を煩わす訳でございます。ただ、今説明されまして、質疑の他に何か皆さん方が特別注文したい点があれば、お聞きしていきたいと思いません。はい、伊藤さん。

**伊藤竹志委員** 人口推移なんですけれども、それは前の新市構想のときの人口推移になるのか、または別な資料のもおから参考にしたのか、別な物であれば、その資料を提出して欲しいのですが。

**議長** 分りますか。はい。

**二階堂事務局次長** 人口推移につきましては、前にお示しをしましたコーホート要因法、その推移で計画を作っております。同じものを使っております。

**議長** よろしいですか。

はい、千葉委員。

**千葉伍郎委員** 資料の2で主要事業の具体的施策に係る事業計画総括表は出ているんですが、同じような趣旨で、資料4の財源別の総括表というものを提出していただけるかどうか。

**議長** 分かる。財源ごとの。

**二階堂事務局次長** いいですか。（「はい、どうぞ」の声あり）これらの事業の、資料4の14ページをご覧いただきたいと思えます。資料4の14ページですが、ここがいわゆる普通会計分の事業費の総額なり財源内訳を表してございます。うちハード部分、うちソフト部分ということで、このような集計表を添付してございますが、これでよろしいでしょうか。14ページの一番上の表でございます。

**議長** いいですか。

それでは、はい、鈴木さん。

**鈴木 守委員** 築館の鈴木です。

うちの方では、先日座談会を開いた訳ですが、その中で、築館町の要するに起債が、借金分がどれほどあるのか、そういう話が出まして、前に第9回、12月11日に示された一般会計の地方債残高等については話した訳ですが、その後もっと増えているのでないかと。あるいは、一般会計ならず、いろいろな特別会計とか、あるいは事業会計等でも借金相当あるんでないかというようなことで、そういう話が出ました。

それで、一般会計はもちろんですけれども、その他下水道とか、水道、病院、土地開発公社の14年、15年末の起債の残高、それから16年の借入見込み、そして償還額ですね。償還額もあると思えます。それから、それで16年度末の残高表を出して、議会からも出ていますので、是非お示しを願いたいと思えます。

なお、その起債の中には交付税算入分とか、人口1人当たりの割り振り、そういうものを表にして出させていただきたいと思うんですが、これは恐らく事務当局では十分分かっていると思えますので、早いところ出していただきまして、それぞれ郵送してもらいまして、この次の7日の協議会には私たちも勉強して持ってこれるように何とかしていただきたいと思うんですが、できるでしょうか。

**議長** はい、局長、鈴木さんの今話したことをよく理解して、資料を作れるのであれば作って下さい。（「はい」の声あり）

よろしゅうございますか。

## 8. その他

**議長** それでは閉会をする訳ですが、その前に皆さん方に一言お話しを申し上げておきたいと思えます。

と申しますのは、この名簿の一番最後の方に、学識経験者というふうなことで宮城県築館地方県事務所長の藤橋俊五さん、それから、宮城県総務部副参事ということで市町村課の鈴木国雄さんが来ております。お二人、藤橋さんはご退職なさるということです。それから、今日来ていろいろとご指導賜りました鈴木副参事さんは、4月1日で内示があって、県議会事務局の方にこれまた栄転されるというふうなことが聞きました。大変お世話になりましたので、皆様方にご紹介を申し上げて、今までのご苦勞に対しましてみんなで感謝をしてまいりたいと思えます。拍手をもってひとつお願いいたします。

**鈴木事務局長** それでは次回協議会は、4月7日午後1時30分、エポカということで既にご案内したところでございますので、よろしくお願いをいたします。

## 9. 閉 会

**鈴木事務局長** それでは、本日も大変長時間にわたりましてご審議ありがとうございました。

閉会に当たりまして、千葉副会長さんからご挨拶をいただきたいと思えます。

**千葉副会長** 今日も長時間にわたりまして熱心なご討議をいただきました。心から皆さんの熱心な態度に御礼というか、感謝を申し上げます。

どういう訳だか築館町の役場庁舎の話題がなって、さっきから私はいても立ってもいられないような心境になりました。あの建物は平成9年から使い始まったんですが、人口が将来築館町として、合併なんていうのは考えない頃の話ですが、2万2,000人ぐらいまで、合併した頃の、昭和の大合併、あのときのころの人口に多分戻るだろうと。ところが、戻るところから段々減ってきた訳ですが、その際、2万2,000人の人口の町としての面積、役場庁舎のスペースがそういうことを想像して作ったものでありまして、本庁舎だなんて余計なこと言われているんですが、あれの4倍以上でないと新市の庁舎の形にならない訳ね。従いまして、過剰な、過大な想像をされまして、さまざま批判されることは、私にとっては非常に不名誉なことだと。これから、いやなこったらあそこを使わないで、どこか別なところへ行ってもらえばいいなと思っている面もある訳ですが、それは冗談といたしまして、今日は地域審議会というのが非常に時間をとったんですが、私は、東京からこれの地方制度調査会なんかのことを担当している自治省の課長の話が仙台で聞いたことがあるんですが、大変私はその内容がいい加減なものだと思って、余りだまされない方がいいなと思っておったんですが、去年の秋に郡内の町村会で広島県を中心として2日ほど視察をしてきました。ある町に行きましたら、大変ここという地域審議会に相当するような活発な町があったようです。私は、その人の経歴とかなんか、パンフレットなんか渡されて、一応は感心して聞いてきたんですが、後から考えてみると、我々は参考にならなかったんだと。というのは、この辺の人たちはぴんとこないんですが、関西とかなんかの人からすると、福島

県から北の方はとんでもない人間が住んでいるように思っているんですね。向こうの方で大学を出て結婚する、宮城県出身の人が結婚するとなったときは、飛行機でこっちまで来て、お寺にきて法名だとかみんな調べて行って、これは大丈夫だなと思わないと、でないと結婚できないんです。心の中で、同じ日本人でありながら、こっちの方を軽蔑している訳ですね。そういうところでは地域審議会というのがうんと活発なんです、多分。自分たちの利益を確保するために役場をいじめる訳ですから。そういうところを視察に行ったのは迂闊だなと私思っておる訳です。

新市建設計画の変更だとか、新しい新市になった場合の執行状況を報告すると。そして市長さんの諮問を受ける。何をやっているのだから、この地域審議会というのは。私からすると、余程考えないとだめだなとさっきから考えているような次第でありまして、そういう意味で、今日のところはもう少し慎重に考えて、作るなら作るというようなことに落ち着いたようでありまして、賢明な私は選択ではなかったかとは思っております。

今日は、相当遅くなりまして、何度も休憩したんですが、私は体が随分休まってよかったと思って、これからも熱心な皆さんとともに栗原郡が円満に合併というのが実現できるようになれば、これは大変いいことだと思っております。なるべくならば合併反対しないかと陰っこの方でぐずぐず言ったりしないようにして、これからも熱心に合併のための努力を続けていきたいと考えております。

今日は、ご苦労様でございました。

午後5時49分閉会